

長野県地域防災計画

風水害対策編

令和 6 年度修正

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、<u>女性、子ども、性的マイノリティのほか、</u>高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍県民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <p>(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動<u>や福祉的な支援</u>を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(ケ) 新型コロナウイルス感染症<u>流行時の経験も</u>踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍県民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <p>(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(ケ) 新型コロナウイルス感染症<u>の発生を</u>踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p>多様なニーズに適切に対応するよう文言を追記</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考																																				
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)</td><td> <p>ア <u>気象、地象、地動及び水象</u>の観測<u>並びに</u>その成果の収集及 び発表</p> <p>イ <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地</u> <u>震動に限る）及び水象</u>の予報<u>並びに警報等の防災気象情報</u> の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p> </td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>(6) 放送事業者</td><td>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight) <u>天気</u>予報及び警報、災害情報等広報のこと。</td></tr> <tr> <td>(7) 長野県情報ネットワーク協会</td><td><u>天気</u>予報及び警報、災害情報等広報のこと。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	<p>ア <u>気象、地象、地動及び水象</u>の観測<u>並びに</u>その成果の収集及 び発表</p> <p>イ <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地</u> <u>震動に限る）及び水象</u>の予報<u>並びに警報等の防災気象情報</u> の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>	(略)		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		(6) 放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight) <u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報のこと。	(7) 長野県情報ネットワーク協会	<u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報のこと。	(略)		<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)</td><td> <p>ア <u>気象等</u>の観測<u>及び</u>その成果の収集、発表</p> <p>イ <u>気象等</u>の予報・警報等の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p> </td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>(6) 放送事業者</td><td>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight) <u>気象</u>予報及び警報、災害情報等広報のこと。</td></tr> <tr> <td>(7) 長野県情報ネットワーク協会</td><td><u>気象</u>予報及び警報、災害情報等広報のこと。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	<p>ア <u>気象等</u>の観測<u>及び</u>その成果の収集、発表</p> <p>イ <u>気象等</u>の予報・警報等の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>	(略)		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		(6) 放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight) <u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報のこと。	(7) 長野県情報ネットワーク協会	<u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報のこと。	(略)		<p>業務内容の具体化</p> <p>文言の修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																					
(略)																																						
(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	<p>ア <u>気象、地象、地動及び水象</u>の観測<u>並びに</u>その成果の収集及 び発表</p> <p>イ <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地</u> <u>震動に限る）及び水象</u>の予報<u>並びに警報等の防災気象情報</u> の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>																																					
(略)																																						
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																					
(略)																																						
(6) 放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight) <u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報のこと。																																					
(7) 長野県情報ネットワーク協会	<u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報のこと。																																					
(略)																																						
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																					
(略)																																						
(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	<p>ア <u>気象等</u>の観測<u>及び</u>その成果の収集、発表</p> <p>イ <u>気象等</u>の予報・警報等の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>																																					
(略)																																						
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																					
(略)																																						
(6) 放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight) <u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報のこと。																																					
(7) 長野県情報ネットワーク協会	<u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報のこと。																																					
(略)																																						

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>d <u>宅地造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。</u>さらに、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>f 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>g <u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p> <p>h 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>h <u>宅地造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。</u>さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>j 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>d <u>危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。</u>また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>f 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>g 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>h <u>危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。</u>また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>j 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

<p><u>k アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p> <p>1 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。</p> <p>また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。</p> <p>なお、<u>浸水想定区域（洪水・雨水出水）に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じるものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>k 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。</p> <p>また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。</p> <p>なお、<u>自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。</u></p>	<p>災害拠点病院の指定要件の変更に伴う修正</p>
---	---	----------------------------

(別記) 防災機能を有する道の駅一覧

No	所在地	道の駅名称	路線名	整備手法	施設管理者又は占有者	防災機能		駐車場面積(m ²)
						活動拠点※1	ヘリポート	
1	佐久市伴野7番地1	ヘルシーテラス佐久南	(国)142号	単独型	佐久市	○		11,240 m ²
2	佐久市甲2177番地1	ほっとば~く・浅科	(国)142号	一体型(県)	長野県	○		3,195 m ²
3	佐久穂町大字畠1190番1	八千穂高原	(国)299号	一体型(県)	長野県	○		8,450 m ²
4	上田市小泉字塙田川原2575番地2	上田 道と川の駅	(国)18号	一体型(国)	国土交通省	○	○	7,600 m ²
5	東御市布下35番地4	みまき	(主)諏訪白樺湖小諸線	一体型(県)	長野県	○		4,290 m ²
6	長和町古町2424番地19	マルメロの駅ながと	(国)152号	一体型(県)	長野県	○		9,000 m ²
7	青木村大字村松26番地1	あおき	(国)143号	一体型(県)	長野県	○	○	2,909 m ²
8	富士見町落合1984番地1	信州蔦木宿	(国)20号	一体型(国)	国土交通省	○		9,000 m ²
9	飯島町田切2598-1	花の里いいじま	(主)飯島飯田線	一体型(県)	長野県	○		4,540 m ²
10	飯島町七久保2252番地	田切の里	(国)153号	一体型(県)	長野県	○		4,727 m ²
11	南箕輪村2358番地5	大芝高原	(村)3134号	単独型	南箕輪村	○		8,728 m ²
12	飯田市南信濃和田456	遠山郷	(国)152号	単独型	飯田市	○		3,705 m ²
13	阿南町新野2700	信州新野千石平	(国)151号	一体型(県)	長野県	○		3,637 m ²
14	平谷村321番地	信州平谷	(国)153号	一体型(国)	国土交通省	○		9,250 m ²
15	大鹿村大字大河原390	歌舞伎の里大鹿	(国)152号	単独型	大鹿村	○		2,800 m ²
16	木祖村大字薮原163番地1	木曾川源流の里 さそむら	(国)19号	単独型	木祖村	○		2,130 m ²
17	大桑村大字野尻160番地の27	大桑	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		2,810 m ²
18	塩尻市大字塩尻町1090番地	小坂田公園	(国)20号	単独型	塩尻市	○		8,900 m ²
19	塩尻市大字木曾平沢2272番地7	木曽ならかわ	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		3,990 m ²
20	塩尻市大字奈良井1346番の3	奈良井木曽の大橋	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		4,260 m ²
21	筑北村坂北4340番地	さかきた	(国)403号	一体型(県)	長野県	○		2,090 m ²
22	小谷村大字北小谷1861番地1	小谷	(国)148号	一体型(県)	小谷村	○		5,520 m ²
23	小布施町大字大島601番地	オアシスおぶせ	(一)村山小布施停車場線	単独型	小布施町	○		15,000 m ²
24	長野市中条住良木1704番地	中条	(主)長野大町線	一体型(県)	長野県	○		3,100 m ²
25	信濃町大字柏原1260番地4	しなの	(国)18号	一体型(国)	国土交通省	○		5,190 m ²
26	小川村大字高府1502番地2	おがわ	(主)長野大町線	単独型	小川村	○		2,000 m ²
27	中野市永江2136番地	ふるさと豊田	(国)117号	一体型(県)	長野県	○		2,780 m ²
28	山ノ内町大字佐野393番地2	北信州やまのうち	(国)292号	一体型(県)	長野県	○		4,660 m ²
29	野沢温泉村大字虫生2375	野沢温泉	(国)117号	単独型	野沢温泉村	○		3,900 m ²

(別記) 防災機能を有する道の駅一覧

No	所在地	道の駅名称	路線名	整備手法	施設管理者又は占有者	防災機能		駐車場面積(m ²)
						活動拠点※1	ヘリポート	
1	佐久市伴野7番地1	ヘルシーテラス佐久南	(国)142号	単独型	佐久市	○		5,263 m ²
2	佐久市甲2177番地1	ほっとば~く・浅科	(国)142号	一体型(県)	長野県	○		3,195 m ²
3	上田市小泉字塙田川原2575番地2	上田 道と川の駅	(国)18号	一体型(国)	国土交通省	○	○	7,600 m ²
4	東御市布下35番地4	みまき	(主)諏訪白樺湖小諸線	一体型(県)	長野県	○		2,490 m ²
5	長和町古町2424番地19	マルメロの駅ながと	(国)152号	一体型(県)	長野県	○		9,000 m ²
6	青木村大字村松26番地1	あおき	(国)143号	一体型(県)	長野県	○	○	2,909 m ²
7	富士見町落合1984番地1	信州蔦木宿	(国)20号	一体型(国)	国土交通省	○		9,000 m ²
8	飯島町田切2598-1	花の里いいじま	(主)飯島飯田線	一体型(県)	長野県	○		4,540 m ²
9	飯島町七久保2252番地	田切の里	(国)153号	一体型(県)	長野県	○		4,727 m ²
10	南箕輪村2358番地5	大芝高原	(村)3134号	単独型	南箕輪村	○		8,728 m ²
11	飯田市南信濃和田456	遠山郷	(国)152号	単独型	飯田市	○		3,705 m ²
12	阿南町新野2700	信州新野千石平	(国)151号	一体型(県)	長野県	○		3,637 m ²
13	平谷村321番地	信州平谷	(国)153号	一体型(国)	国土交通省	○		9,250 m ²
14	大鹿村大字大河原390	歌舞伎の里大鹿	(国)152号	単独型	大鹿村	○		1,700 m ²
15	木祖村大字薮原163番地1	木曾川源流の里 さそむら	(国)19号	単独型	木祖村	○		2,130 m ²
16	大桑村大字野尻160番地の27	大桑	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		2,810 m ²
17	塩尻市大字塩尻町1090番地	小坂田公園	(国)20号	単独型	塩尻市	○		8,900 m ²
18	塩尻市大字木曾平沢2272番地7	木曽ならかわ	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		3,990 m ²
19	塩尻市大字奈良井1346番の3	奈良井木曽の大橋	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		4,260 m ²
20	筑北村坂北4340番地	さかきた	(国)403号	一体型(県)	長野県	○		2,090 m ²
21	小谷村大字北小谷1861番地1	小谷	(国)148号	一体型(県)	小谷村	○		5,520 m ²
22	小布施町大字大島601番地	オアシスおぶせ	(一)村山小布施停車場線	単独型	小布施町	○		15,000 m ²
23	山ノ内町大字佐野393番地2	北信州やまのうち	(国)292号	一体型(県)	長野県	○		4,460 m ²
24	長野市中条住良木1704番地	中条	(主)長野大町線	一体型(県)	長野県	○		3,100 m ²
25	信濃町大字柏原1260番地4	しなの	(国)18号	一体型(国)	国土交通省	○		5,190 m ²
26	小川村大字高府1502番地2	おがわ	(主)長野大町線	単独型	小川村	○		2,000 m ²
27	野沢温泉村大字虫生2375	野沢温泉	(国)117号	単独型	野沢温泉村	○		3,900 m ²
28	中野市永江2136番地	ふるさと豊田	(国)117号	一体型(県)	長野県	○		2,780 m ²
29	佐久穂町大字畠1190番1	八千穂高原	(国)299号	一体型(県)	長野県	○※2		未定

建制順（事務所）に記載順を整理、整備完了に伴う修正及び駐車場面積を更新

新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(オ) <u>目視、撮影等により情報を収集するため、航空機、無人航空機等の効果的な運用を推進する。(全部局)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(ケ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。 (危機管理部)</p> <p>(コ) <u>国関係機関、市町村及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。(全部局)</u></p> <p>(サ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。(危機管理部)</p> <p>(シ) 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。</p> <p>(カ) <u>国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</u></p> <p>(キ) 雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(ク) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(エ) <u>通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非</u></p>	<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(オ) <u>映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進する。(警察本部)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(ケ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。 (危機管理部)</p> <p>(新規)</p> <p>(コ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。(危機管理部)</p> <p>(サ) 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(カ) 雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(キ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めるができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

<p>常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)</p> <p>(才) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全モバイルシステム</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) <u>通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。</u></p> <p>(才) 衛星携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全モバイルシステム</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</p>	<p>(才) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行うものとする。</p> <p>(才) 衛星携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連絡体制 (2) 実施計画 【県、市町村及び関係機関が実施する計画】 エ 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。(県・市町村) <u>オ 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。(県・市町村)</u> <u>カ 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。(地方整備局)</u> <u>キ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。(市町村)</u> <u>ク 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。(県・市町村)</u> (略) 3 県内外消防本部間の消防相互応援体制 (2) 実施計画 ア 【県が実施する計画】(危機管理部) (ウ) 市町村、代表消防機関等と連携し、<u>デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。</u> (略) イ 【市町村が実施する計画】 (ウ) 県と連携し、<u>デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備 (2) 実施計画 【県、市町村及び関係機関が実施する計画】 エ 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルスを含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。(県・市町村) <u>(新設)</u> <u>オ 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。(地方整備局)</u> <u>カ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。(市町村)</u> <u>キ 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。(県・市町村)</u> (略) 3 県内外消防本部間の消防相互応援体制 (2) 実施計画 ア 【県が実施する計画】(危機管理部) (ウ) 市町村、代表消防機関等と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。 (略) イ 【市町村が実施する計画】 (ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

(略) 6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備 (2) 実施計画 【県及び市町村が実施する計画】 協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の <u>選定</u> 、 <u>職員が自活できるような資機材や物資等の確保</u> 及び <u>活動方法等の応援体制</u> をあらかじめ定めるよう努めるものとする。 また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。	(略) 6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備 (2) 実施計画 【県及び市町村が実施する計画】 協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。 また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。	
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
第6節 救助・救急・医療計画	第6節 救助・救急・医療計画	
<p>第1 基本方針</p> <p>救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1か所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1か所以上の地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。</p> <p>このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1箇所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所以上の地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。</p> <p>このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。</p> <p>(略)</p>	字句の修正
<p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和5年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車120台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車99.2%である。</p> <p>これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和4年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車119台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車98.3%である。</p> <p>これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>(略)</p>	時点更新
<p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害支援ナース(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)等の充実強化や実践的な訓練、ドクターへリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターへリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p>	<p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)等の充実強化や実践的な訓練、ドクターへリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターへリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p>	<p>字句の修正</p> <p>活動実態に合わせた修正及び国の防災基本計画に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。</p> <p>a 消防団員等の人員の確保</p> <p>発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、<u>以下の対策を実施し人員の確保を図るものとする。</u></p> <p>(a) 消防団総合整備事業等を活用した消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、</u>処遇の改善、<u>必要な資格の取得など実践的な</u>教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。<u>また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、N P O、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。</u></p> <p>(b) <u>地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(c) <u>消防・水防団活性化の推進を図るとともに、N P O、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。</u></p> <p>b <u>広域消防体制の推進</u></p> <p>消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。</p> <p>特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の<u>施設・装備・</u>処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。<u>また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、N P O、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。</u></p> <p>また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせた修正及び項目の整理

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意するものとする。</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">プライバシーの保護に十分配慮しつつ、</p> <p>必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるよう努めるものとする。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 防災設備等の整備</p> <p>県及び市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)を行うよう指導するものとする。</p> <p>(ウ) 組織体制の整備</p> <p>県及び市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>市町村は、民生・児童委員社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>市町村は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 防災設備等の整備</p> <p>県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)を行うよう指導するものとする。</p> <p>(ウ) 組織体制の整備</p> <p>県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導するものとする。</p>	<p>重複する文言の削除</p> <p>プライバシーの保護に注意する旨を追記</p> <p>重複する文言の削除</p> <p>プライバシーの保護に注意する旨を追記</p> <p>文言の削除</p>

<p>(エ) 防災教育・防災訓練の実施 県及び市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導するものとする。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)</p> <p>(オ) 応援体制及び受援体制の整備 県及び市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 外国籍県民、外国人旅行者等、観光客対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 応援体制及び受援体制の整備 県及び市町村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。(危機管理部、県民文化部、<u>観光スポーツ部</u>)</p> <p>(オ) 観光客の安全対策の推進（<u>観光スポーツ部</u>） 関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進するものとする。(観光客安全対策推進会議の事業を推進する。)</p>	<p>(エ) 防災教育・防災訓練の実施 県及び市町村は、要配慮者利用施設<u>等</u>の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導するものとする。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)</p> <p>(オ) 応援体制及び受援体制の整備 県及び市町村は、要配慮者利用施設<u>等</u>の管理者に対し、他の要配慮者利用施設<u>等</u>において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 外国籍県民、外国人旅行者等、観光客対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 応援体制及び受援体制の整備 県及び市町村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。(危機管理部、県民文化部、<u>観光部</u>)</p> <p>(オ) 観光客の安全対策の推進（<u>観光部</u>） 関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進するものとする。(観光客安全対策推進会議の事業を推進する。)</p>	組織改正による修正
--	--	-----------

新	旧	修正理由・備考
<p>第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。（建設部）</p> <p>緊急交通路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備する。</p> <p>a 第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路を定め、緊急性度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>大規模な風水害が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。</p> <p><u>物資輸送は、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内物資輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として<u>各地域振興局ごと</u>拠点ヘリポートを指定する。（資料編参照）（危機管理部）</p> <p>この拠点ヘリポートについては、災害用備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の施設を備える防災公園と連携を図り、防災機能の強化を図る。（建設部）</p>	<p>第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。（建設部）</p> <p>緊急交通路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備する。</p> <p>a 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定めて、緊急性度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>大規模な風水害が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として<u>「拠点ヘリポート」</u>を指定する。（資料編参照）（危機管理部）</p> <p><u>また、長野県広域受援計画で設定した広域防災拠点（資料編参照）のうち、松本ゾーンの広域防災拠点を優先的に開設するものとするが、「松本ゾーン」が被災している場合は、「長野又は上田・佐久ゾーン」の広域防災拠点を優先して開設する。</u></p> <p><u>なお、この広域防災拠点は、県域を超える支援においても活用を図る。</u></p> <p><u>(イ) 各地域振興局単位ごとの拠点となり得る「拠点ヘリポート及び物資輸送拠点」を指定する。（資料編参照）（危機管理部）</u></p> <p>この<u>「拠点ヘリポート」</u>については、災害用備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の施設を備える<u>「防災公園」</u>と連携を図り、防災機能の強化を図る。（建設部）</p>	<p>緊急輸送道路の見直しに伴い修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>広域受援計画で整理されている内容であるため、内容の内容の整理の観点から削除</p>

<p>(イ) 緊急用ヘリポートとして使用できる施設（未利用県有地）を把握し、管理者に協力を要請できる体制の整備を図る。（総務部）</p> <p><u>(ウ) 広域物資輸送拠点を県広域受援計画で指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。（資料編参照）（危機管理部）</u></p>	<p>(イ) 緊急用ヘリポートとして使用できる施設（未利用県有地）を把握し、管理者に協力を要請できる体制の整備を図る。（総務部）</p> <p><u>(新規)</u></p>	
<p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 災害対策用ヘリポートを最低1か所以上指定する。（資料編参照） このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。</p> <p><u>(イ) 地域内物資輸送拠点を最低1か所以上指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。（資料編参照）</u> <u>なお、選定に際しては、</u>自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる物資輸送拠点を指定するものとする。<u>また、</u>ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとする。</p>	<p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>各市町村は、最低1か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定するものとする。</u>（資料編参照） このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。</p> <p>(イ) 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる<u>「物資輸送拠点」</u>を指定するものとする。<u>選定に際しては、</u>ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとする。</p>	記載内容を整理
<p>(略)</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(1) 現況及び課題</p> <p>大規模な風水害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプター等を活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>(イ) ヘリコプターの活用については、第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」とおりとし、平常時から連携を密にする<u>ものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u></p> <p>(エ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものと</p>	<p>(略)</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(1) 現況及び課題</p> <p>大規模な風水害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>(イ) ヘリコプターの活用については、第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」とおりとし、平常時から連携を密にする<u>とともに、無人航空機が速やかに活用できるよう平時から民間企業等連携体制の構築を行う。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ウ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものと</p>	ヘリコプター以外の方 法について検討するよ う文言を追記 国の防災基本計画に合 わせて修正

<p>する。</p> <p>(オ) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。</p> <p>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時からの受注機会への配慮等、検討するよう努めるものとする。</p> <p>(カ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けること</u>ができる<u>こと</u>について、周知及び普及を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けること</u>ができる<u>こと</u>について、周知及び普及を図るものとする。</p>	<p>する。</p> <p>(エ) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。</p> <p>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時からの受注機会への配慮等、検討するよう努めるものとする。</p> <p>(オ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うこと</u>ができる<u>こと</u>から、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うこと</u>ができる<u>こと</u>から、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p>また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の<u>感染症対策</u>や生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(カ) 市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受け入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p>また、<u>避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、</u>気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(カ) 市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の対応に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

<p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。</p> <p>(略)</p>	
<p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】</p>	<p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】</p>	
<p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。</p> <p><u>(キ) 避難所が円滑に開設されるよう、好事例の展開や研修の実施等、必要な支援に努めるものとする。(危機管理部)</u></p>	<p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>円滑な避難所開設のための支援の取組を追記</p>
<p>(略)</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ケ) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ケ) 指定避難所に指定した施設については、<u>必要に応じ</u>、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
<p>(中略)</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、L Pガスなどの常設に努めるものとする。<u>なお</u>、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p>	<p>(中略)</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、L Pガスなどの常設に努めるものとする。<u>また</u>、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p>	
(略)	(略)	

<p>6 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。</p> <p>このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部）</p> <p>(ア) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、必要に応じて事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、市町村とともに検討するよう努めるものとする。</p> <p>(イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を市町村とともに検討するよう努めるものとする。</p> <p>(ウ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を市町村とともに検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報に努めるものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。</p> <p>(イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(ウ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるもの</p>	<p>6 在宅避難者等の支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</p> <p>ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）</p> <p>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市町村とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。</p>	
---	--	--

<p>とする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p>		
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第12節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 孤立予想地域の実態把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 県内の中山間地域などの集落における孤立予想地域をあらかじめ把握する<u>とともに、孤立地域発生時に備え、救出救助を行う機関との情報共有を行う。</u> <u>(危機管理部)</u></p> <p>6 備蓄</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県・市町村が実施する計画】</p> <p>孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。</p> <p>イ【住民等が実施する計画】</p> <p>(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から<u>最低1週間分の</u>備蓄を行うものとする。</p> <p>(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。</p>	<p>第12節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 孤立予想地域の実態把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 県内の中山間地域などの集落における孤立予想地域をあらかじめ把握する。</p> <p>6 備蓄</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県・市町村が実施する計画】</p> <p>孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。</p> <p>イ【住民等が実施する計画】</p> <p>(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行うものとする。</p> <p>(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。</p>	孤立地域発生に備えた取組を追記 県通知に基づく修正

新	旧	修正理由・備考
第13節 食料品等の備蓄・調達計画	第13節 食料品等の備蓄・調達計画	
<p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間（<u>孤立予想地域にあっては最低1週間。以下同じ。</u>）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>（略）</p> <p><u>また、県及び市町村は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u></p>	<p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p>	県通知に基づく修正
<p>第2 主な取組み</p> <p>3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>4 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>5 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第2 主な取組み</p> <p>3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p>	国の防災基本計画に合わせて修正
<p>第3 計画の内容</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村を補完する立場から、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料を合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄し、必要に応じて更新する。</p> <p><u>また、県が調達する食料は、食物アレルギーや宗教上の理由など、食の多様性や環境・ゼロカーボンに配慮して備蓄・調達するよう努める。（危機管理部）</u></p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村を補完する立場から、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料を合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄し、必要に応じて更新する。（危機管理部）</p>	県通知に基づく修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第14節 給水計画</p> <p>第1 基本方針 (中略) 県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは飲料水供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努める。 <u>また、県及び市町村は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u> (略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備 (2) 実施計画 イ【水道事業者等が実施する計画】 (イ) 市町村が実施する計画 e プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。 <u>f 住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努めるものとする</u> (略)</p> <p>2 飲料水等の供給計画 (1) 現状及び課題 県下の水道事業者（公営）には、給水車等の給水用器具類が整備されており、緊急時にはこれらの用具により飲料水の供給を行う（資料編参照）。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援要綱（県水道協議会策定）により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。</p>	<p>第14節 給水計画</p> <p>第1 基本方針 (中略) 県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは飲料水供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努める。 <u>また、県及び市町村は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u> (略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備 (2) 実施計画 イ【水道事業者等が実施する計画】 (イ) 市町村が実施する計画 e プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。 <u>f 住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努めるものとする</u> (新設)</p> <p>2 飲料水等の供給計画 (1) 現状及び課題 県下の水道事業者（公営）には、給水車等の給水用器具類が整備されており、緊急時にはこれらの用具により飲料水の供給を行う（資料編参照）。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。</p>	策定した基本的な方向性を明記 井戸の活用の検討を促すため追記 正式名称に修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第15節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p> <p>(災害時の主な生活必需品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寝具（タオルケット・毛布・エアーベッド・段ボールベッド等） ○ 衣類（下着・靴下・作業着等） ○ 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等） ○ 身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等） ○ 食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等） ○ 日用品（石鹼・ティッシュペーパー・携帯トイレ・簡易トイレ・組立式トイレ・トイレットペーパー等） ○ 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等） <p>(必要量)</p> <p><u>最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、各市町村の被害想定を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。</u></p> <p><u>また、県及び市町村は、上記品目（特に、紙おむつや携帯トイレ等、トイレットペーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第15節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p> <p>(災害時の主な生活必需品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寝具（タオルケット・毛布等） ○ 衣類（下着・靴下・作業着等） ○ 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等） ○ 身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等） ○ 食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等） ○ 日用品（石鹼・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等） ○ 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等） <p>(必要量)</p> <p><u>人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>避難所 TKB の推進を図るため品目を追記</p> <p>県通知を踏まえた修正</p> <p>県通知を踏まえた備蓄を検討する旨を追記</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第20節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。</p> <p>この対策として、浸水想定区域の設定等のソフト対策と<u>老朽化した管渠等の改築更新、処理場の耐水化等の</u>ハード整備により浸水対策を進める必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>5 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県（環境部）及び市町村が実施する計画】</p> <p>下水道施設台帳等を適切に調製・保管するものとする。</p> <p>また、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができる体制を整備するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第20節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。</p> <p>この対策として、浸水想定区域の設定等のソフト対策と<u>異常な豪雨等に対処するための</u>ハード整備により浸水対策を進める必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>5 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、<u>必要に応じて</u>台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県（環境部）及び市町村が実施する計画】</p> <p>下水道施設台帳等を適切に調製・保管するものとする。</p> <p>また、<u>必要に応じて</u>台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができる体制を整備するものとする。</p>	<p>対策を具体的に記載</p> <p>文言の削除</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとし、<u>特に、地方公共団体の庁舎等の重点拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p>また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。</p>	<p>第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p> <p>また、<u>確保器材</u>災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>誤字の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
第24節 土砂災害等の災害予防計画	第24節 土砂災害等の災害予防計画	
<p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和<u>6</u>年4月1日現在、土砂災害警戒区域（地すべり）は1,520区域、地すべり危険箇所は、732箇所（林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>(略)</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和<u>6</u>年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,739</u>箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,660</u>箇所である。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和5年4月1日現在、土砂災害警戒区域（地すべり）は1,520区域、地すべり危険箇所は、732箇所（林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>(略)</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和4年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,727箇所、崩壊土砂流出危険地区4,645箇所である。</p> <p>(略)</p>	時点更新

新	旧	修正理由・備考
<p>第26節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 文化財の風水害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(県民文化部)</p> <p>各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 市町村<u>文化財所管部局</u>を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p>	<p>第26節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 文化財の風水害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(教育委員会)</p> <p><u>教育委員会は</u>、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 市町村<u>教育委員会</u>を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p>	組織改正による修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路を定め、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）</p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。（地方整備局）</p> <p>(エ) 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、道路啓開等の計画を作成する。（地方整備局）</p> <p>(エ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。（地方整備局）</p> <p>(オ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施するものとする。（地方整備局）</p> <p>(カ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させるものとする。</p> <p>また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進めるものとする。（地方整備局）</p> <p>(キ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道など6路線であり、県内の総延長は353.4kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。</p> <p>東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱並びに地方整備局は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。（東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、地方整備局）</p>	<p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）</p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。（地方整備局）</p> <p>(新規)</p> <p>(エ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。（地方整備局）</p> <p>(エ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施するものとする。（地方整備局）</p> <p>(カ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させるものとする。</p> <p>また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進めるものとする。（地方整備局）</p> <p>(カ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道など6路線であり、県内の総延長は353.4kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。</p> <p>東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱並びに地方整備局は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。（東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、地方整備局）</p>	<p>緊急輸送道路の見直しに伴い修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせた修正及び実態に即した修正</p>

(欠) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、地方整備局)	(主) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、地方整備局)	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【県が実施する計画】(農政部)</p> <p>ア 管理の基本となる県全体の「ため池データベース」を管理し、<u>随時</u>更新する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 【市町村が実施する計画】</p> <p>ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池データベース」<u>の</u>変更が生じた場合は、県に報告するものとする。</p>	<p>第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【県が実施する計画】(農政部)</p> <p>ア 管理の基本となる県全体の「ため池<u>カルテ</u>」を管理し、<u>毎年度</u>更新する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 【市町村が実施する計画】</p> <p>ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池<u>カルテ</u>」<u>を整備し</u>、変更が生じた場合は、県に報告するものとする。</p>	管理方法の変更に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p style="color: red;">なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<u>火山防災の日</u>、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>(シ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<u>火山防災の日</u>、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>(シ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p>	国の防災基本計画 に合わせて修正

<p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ス) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	<p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ス) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第33節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を<u>とれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。</u></p> <p>そこで、<u>その教訓を学び、</u>災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>県、市町村、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p><u>なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【訓練の実施期間において実施する計画】</p> <p>(ア) 実践的な訓練の実施</p> <p>d 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。</p>	<p>第33節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を<u>行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</u></p> <p>そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>県、市町村、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【訓練の実施期間において実施する計画】</p> <p>(ア) 実践的な訓練の実施</p> <p>d <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。</p>	<p>過去の災害から学ぶよう文言を修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考												
<p>第38節 災害対策基金等積立及び運用計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 財政調整基金の積立</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により、資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）を定めて財政調整基金を設置し、その運用にあたっている。</p> <p>また、市町村においても同様に財政調整基金を設置し、その運用にあたっている。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（総務部）</p> <p>災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。</p> <p>長野県財政調整基金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>使途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県財政調整基金</td> <td><u>県財政の健全な運営を図る。</u></td> <td> <p>次に掲げる経費の財源に充てる。</p> <p>1 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費</p> <p>2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 <u>(削除)</u></p> <p>3 長期にわたる財源の育成のためとする財産の取得等のための経費 <u>(削除)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	使途	長野県財政調整基金	<u>県財政の健全な運営を図る。</u>	<p>次に掲げる経費の財源に充てる。</p> <p>1 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費</p> <p>2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 <u>(削除)</u></p> <p>3 長期にわたる財源の育成のためとする財産の取得等のための経費 <u>(削除)</u></p>	<p>第38節 災害対策基金等積立及び運用計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 財政基金の積立</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により、資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）を定めて財政調整基金を設置し、その運用にあたっている。</p> <p>また、市町村においても同様に財政調整基金を設置し、その運用にあたっている。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（総務部）</p> <p>災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。</p> <p>長野県財政調整基金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>使途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県財政調整基金</td> <td><u>(新設)</u></td> <td> <p>次に掲げる経費の財源に充てる</p> <p>1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための経費</p> <p>2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収をうめるための経費</p> <p>3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費</p> <p>4 長期にわたる財源の育成のためとする財産の取得等のための経費</p> <p>5 償還期限を繰り上げて行う県債の償還の経費</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	使途	長野県財政調整基金	<u>(新設)</u>	<p>次に掲げる経費の財源に充てる</p> <p>1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための経費</p> <p>2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収をうめるための経費</p> <p>3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費</p> <p>4 長期にわたる財源の育成のためとする財産の取得等のための経費</p> <p>5 償還期限を繰り上げて行う県債の償還の経費</p>	正式名称に修正
名称	目的	使途												
長野県財政調整基金	<u>県財政の健全な運営を図る。</u>	<p>次に掲げる経費の財源に充てる。</p> <p>1 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費</p> <p>2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 <u>(削除)</u></p> <p>3 長期にわたる財源の育成のためとする財産の取得等のための経費 <u>(削除)</u></p>												
名称	目的	使途												
長野県財政調整基金	<u>(新設)</u>	<p>次に掲げる経費の財源に充てる</p> <p>1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための経費</p> <p>2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収をうめるための経費</p> <p>3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費</p> <p>4 長期にわたる財源の育成のためとする財産の取得等のための経費</p> <p>5 償還期限を繰り上げて行う県債の償還の経費</p>												

新	旧	修正理由・備考
<p>第40節 観光地の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 【県及び市町村が実施する計画】(観光スポーツ部) 観光地での災害時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。 (略)</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保策</p> <p>(1) 【県が実施する計画】(県民文化部、観光スポーツ部) 研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備する。 (略)</p> <p>(2) 【県及び市町村が実施する計画】(観光スポーツ部) ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。</p>	<p>第40節 観光地の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 【県及び市町村が実施する計画】(観光部) 観光地での災害時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。 (略)</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保策</p> <p>(1) 【県が実施する計画】(県民文化部、観光部) 研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備する。 (略)</p> <p>(2) 【県及び市町村が実施する計画】(観光部) ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。</p>	組織改正による修正

新	旧	修正理由・備考								
<p>第1節 災害直前活動</p> <p>第4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。</p> <p><u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</u></p> <p>(略)</p> <p>特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報 の種類</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報 大雨特別 警報</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で、命の危険が<u>あり</u>直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td></tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	特別警報・警報・注意報 の種類	概 要	特別警報 大雨特別 警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	<p>第1節 災害直前活動</p> <p>第4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報 の種類</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報 大雨特別 警報</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で、命の危険が<u>あり</u>直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td></tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	特別警報・警報・注意報 の種類	概 要	特別警報 大雨特別 警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	
特別警報・警報・注意報 の種類	概 要									
特別警報 大雨特別 警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。									
特別警報・警報・注意報 の種類	概 要									
特別警報 大雨特別 警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。									
<p>警報等伝達系統図</p> <p>1 注意報・警報および情報</p> <p>(2) 通信途絶時の代替経路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>加入電話FAX</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	加入電話FAX	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<p>警報等伝達系統図</p> <p>1 注意報・警報および情報</p> <p>(2) 通信途絶時の代替経路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>加入電話FAX</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東日本電信電話株式会社</u></td><td><u>電話番号：03-6713-3834</u> <u>(平日 9:30-17:30)</u> <u>FAX番号：03-6716-1041</u></td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	加入電話FAX	<u>東日本電信電話株式会社</u>	<u>電話番号：03-6713-3834</u> <u>(平日 9:30-17:30)</u> <u>FAX番号：03-6716-1041</u>	現状に合わせた修正
機 関 名	加入電話FAX									
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>									
機 関 名	加入電話FAX									
<u>東日本電信電話株式会社</u>	<u>電話番号：03-6713-3834</u> <u>(平日 9:30-17:30)</u> <u>FAX番号：03-6716-1041</u>									
	(略)									

<p>特別警報基準 (中略)</p> <p>(1) 雨を要因とする特別警報の指標 (中略) イ 大雨特別警報（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壤雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。</p> <p>(2) 台風等を要因とする特別警報の指標 「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。 台風については、<u>指標（発表条件）</u>の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。 温帯低気圧については、<u>指標（発表条件）</u>の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。</p> <p>(3) 雪を要因とする特別警報の指標 <u>府県程度</u>の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。</p>	<p>特別警報基準 (中略)</p> <p>(1) 雨を要因とする特別警報の指標 (中略) イ 大雨特別警報（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壤雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される<u>場合、その格子が出現している市町村等</u>に大雨特別警報（土砂災害）を発表。</p> <p>(2) 台風等を要因とする特別警報の指標 「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。 台風については、<u>指標となる</u>中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。 温帯低気圧については、<u>指標となる</u>最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。</p> <p>(3) 雪を要因とする特別警報の指標 <u>府県予報区程度</u>の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。</p>	<p>表記の統一</p> <p>表記の統一</p> <p>誤記の修正</p>
---	---	--

(4) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧 (令和6年11月1日現在)

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
長野県	長野	65	80
長野県	松本	57	78
長野県	諏訪	55	69
長野県	軽井沢	76	99
長野県	飯田	45 *	81
長野県	野沢温泉	388	353
長野県	信濃町	204	176
長野県	飯山	290	257
長野県	小谷	288	251
長野県	白馬	195	187
長野県	大町	115	117
長野県	菅平	157	152
長野県	開田高原	138	115

(略)

警報・注意報発表基準一覧表 (令和6年5月23日現在)

(略)

(別表1) 大雨警報基準 (令和6年5月23日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
長野地域	(略)		
中野飯山地域	(略)		
大北地域	大町市	9	127
	池田町	8	126
	松川村	8	126
	白馬村	10	129
	小谷村	9	137
上田地域	(略)		
佐久地域	小諸市	10	109
	佐久市	7	100
	小海町	8	109
	川上村	10	110
	南牧村	10	112
	南相木村	7	109
	北相木村	9	107
	佐久穂町	8	109
	軽井沢町	10	121
	御代田町	8	105
	立科町	8	112

(4) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧 (令和5年11月1日現在)

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
長野県	長野	66	80
長野県	松本	57	78
長野県	諏訪	56	69
長野県	軽井沢	76	99
長野県	飯田	45 *	81
長野県	野沢温泉	386	353
長野県	信濃町	205	176
長野県	飯山	290	257
長野県	小谷	287	251
長野県	白馬	194	187
長野県	大町	115	117
長野県	菅平	158	152
長野県	開田高原	139	115

(略)

警報・注意報発表基準一覧表 (令和5年6月8日現在)

(略)

(別表1) 大雨警報基準 (令和5年6月8日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
長野地域	(略)		
中野飯山地域	(略)		
大北地域	大町市	9	130
	池田町	8	129
	松川村	8	129
	白馬村	10	132
	小谷村	9	135
上田地域	(略)		
佐久地域	小諸市	10	109
	佐久市	7	100
	小海町	8	109
	川上村	10	110
	南牧村	10	109
	南相木村	7	109
	北相木村	9	107
	佐久穂町	8	109
	軽井沢町	10	126
	御代田町	8	105
	立科町	8	112

時点更新

松本地域	松本	10	<u>113</u>		松本地域	松本	10	<u>112</u>		
	塩尻	11	<u>107</u>			塩尻	11	<u>105</u>		
	安曇野市	9	<u>110</u>			安曇野市	9	<u>108</u>		
	麻績村	10	<u>113</u>			麻績村	10	<u>111</u>		
	生坂村	9	<u>108</u>			生坂村	9	<u>107</u>		
	山形村	7	<u>120</u>			山形村	7	<u>118</u>		
	朝日村	7	<u>122</u>			朝日村	7	<u>121</u>		
	筑北村	9	<u>90</u>			筑北村	9	<u>89</u>		
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	14	<u>130</u>		乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	14	<u>133</u>	
	諏訪地域	岡谷市	12	<u>112</u>		諏訪地域	岡谷市	12	<u>110</u>	
		諏訪市	12	<u>99</u>			諏訪市	12	<u>97</u>	
		茅野市	7	<u>96</u>			茅野市	7	<u>94</u>	
		下諏訪町	14	<u>115</u>			下諏訪町	14	<u>113</u>	
		富士見町	11	<u>94</u>			富士見町	11	<u>93</u>	
		原村	9	<u>117</u>			原村	9	<u>116</u>	
上伊那地域	伊那市	11	<u>100</u>		上伊那地域	伊那市	11	<u>101</u>		
	駒ヶ根市	10	<u>127</u>			駒ヶ根市	10	<u>129</u>		
	辰野町	10	<u>107</u>			辰野町	10	<u>109</u>		
	箕輪町	9	<u>127</u>			箕輪町	9	<u>129</u>		
	飯島町	11	<u>136</u>			飯島町	11	<u>138</u>		
	南箕輪村	8	<u>131</u>			南箕輪村	8	<u>132</u>		
	中川村	9	<u>136</u>			中川村	9	<u>137</u>		
	宮田村	8	<u>138</u>			宮田村	8	<u>140</u>		
木曽地域	檜川	9	<u>130</u>		木曽地域	檜川	9	<u>133</u>		
	上松町	10	<u>141</u>			上松町	10	<u>145</u>		
	南木曽町	10	<u>132</u>			南木曽町	10	<u>135</u>		
	木祖村	8	<u>127</u>			木祖村	8	<u>130</u>		
	王滝村	13	<u>152</u>			王滝村	13	<u>156</u>		
	大桑村	10	<u>153</u>			大桑村	10	<u>157</u>		
	木曽町	9	<u>151</u>			木曽町	9	<u>154</u>		
下伊那地域	飯田市	12	<u>123</u>		下伊那地域	飯田市	12	<u>124</u>		
	松川町	10	<u>137</u>			松川町	10	<u>139</u>		
	高森町	10	<u>146</u>			高森町	10	<u>148</u>		
	阿南町	13	<u>147</u>			阿南町	13	<u>149</u>		
	阿智村	12	<u>123</u>			阿智村	12	<u>124</u>		
	平谷村	13	<u>149</u>			平谷村	13	<u>151</u>		
	根羽村	12	<u>144</u>			根羽村	12	<u>146</u>		
	下條村	12	<u>125</u>			下條村	12	<u>127</u>		
	壳木村	12	<u>157</u>			壳木村	12	<u>159</u>		
	天龍村	13	<u>158</u>			天龍村	13	<u>161</u>		
	泰阜村	9	<u>131</u>			泰阜村	9	<u>132</u>		
	喬木村	9	<u>113</u>			喬木村	9	<u>114</u>		
	豊丘村	9	<u>130</u>			豊丘村	9	<u>132</u>		
	大鹿村	11	<u>136</u>			大鹿村	11	<u>137</u>		

(別表2) 洪水警報基準 (令和6年5月23日現在)					(別表2) 洪水警報基準 (令和5年6月8日現在)					
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ¹	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ¹	指定河川洪水予報による基準	
長野地域	(略)				長野地域	(略)				
中野飯山地域	(略)				中野飯山地域	(略)				
	飯山市	桑名川流域=4.6, 出川流域=4.2, 広井川流域=5.3, 日光川流域=4.2, 榛川流域=16.6	広井川流域=(5, 4.7), 千曲川流域=(5, 52.7)	千曲川 [立ヶ花], 信濃川水系千曲川下流[市川橋]	飯山市	桑名川流域=4.6, 出川流域=4.2, 広井川流域=5.3, 日光川流域=4.2, 榛川流域=16.6	広井川流域=(5, 4.7), 千曲川流域=(5, 52.7)	千曲川 [立ヶ花] (新設)		
	山ノ内町	夜間瀬川流域=15.9, 伊沢川流域=7	—	—	山ノ内町	夜間瀬川流域=15.9, 伊沢川流域=7	—	—		
	木島平村	馬曲川流域=7.5, 榛川流域=15.2	—	千曲川 [立ヶ花]	木島平村	馬曲川流域=7.5, 榛川流域=15.2	—	千曲川 [立ヶ花]		
	野沢温泉村	(削除) 池の沢川流域=5.2, 湯沢川流域=4.3, 赤滝川流域=4.8	—	千曲川 [立ヶ花], 信濃川水系千曲川下流[市川橋]	野沢温泉村	千曲川流域=110.9, 池の沢川流域=5.2, 湯沢川流域=4.3, 赤滝川流域=4.8	—	千曲川 [立ヶ花] (新設)		
	栄村	(削除) 志久見川流域=17.7, 北野川流域=12.6, 小箕作川流域=4.6, 中津川流域=30.4	—	信濃川水系千曲川下流[市川橋]	栄村	千曲川流域=111.3, 志久見川流域=17.7, 北野川流域=12.6, 小箕作川流域=4.6, 中津川流域=30.4	—	—		
大北地域	(略)				大北地域	(略)				
上田地域	(略)				上田地域	(略)				
佐久地域	(略)				佐久地域	(略)				
松本地域	(略)				松本地域	(略)				
乗鞍上高地地域	(略)				乗鞍上高地地域	(略)				
諏訪地域	(略)				諏訪地域	(略)				
上伊那地域	(略)				上伊那地域	(略)				
	辰野町	上野川流域=5.2, 横川流域=10.9, 小横川川流域=6.8, 小野川流域=8.5, 沢底川流域=5.7	上野川流域=(5, 4.5), 小野川流域=(5, 7.2)	天竜川上流 [伊那富]	辰野町	上野川流域=5.2, 横川流域=10.9, 小横川川流域=6.8, 小野川流域=8.5, 沢底川流域=5.7	上野川流域=(5, 4.5), 小野川流域=(5, 7.2)	天竜川上流 [伊那富]		

		天竜川流域=35.8		
(略)				
木曽地域	(略)			
下伊那地域	(略)			

		(新設)		
(略)				
木曽地域	(略)			
下伊那地域	(略)			

(別表3) 大雨注意報基準 (令和6年5月23日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指數 基準	土壤雨量指數 基準
長野地域	長野市	7	58
	須坂市	5	79
	千曲市	5	76
	坂城町	3	76
	小布施町	5	77
	高山村	7	79
	信濃町	5	77
	小川村	5	61
	飯綱町	3	76
	中野市	5	77
中野飯山地域	飯山市	6	78
	山ノ内町	4	79
	木島平村	5	79
	野沢温泉村	4	65
	栄村	5	83
	大町市	5	101
大北地域	池田町	5	100
	松川村	5	100
	白馬村	6	103
	小谷村	5	109
	上田市	5	63
上田地域	東御市	4	81
	青木村	5	82
	長和町	5	74
	小諸市	5	82
佐久地域	佐久市	5	76
	小海町	5	82
	川上村	4	83
	南牧村	7	85
	南相木村	4	82
	北相木村	6	81
	佐久穂町	4	82
	軽井沢町	4	91
	御代田町	5	79
	立科町	5	85
	松本	6	90
	塩尻	5	85
松本地域	安曇野市	4	88

(別表3) 大雨注意報基準 (令和5年6月8日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指數 基準	土壤雨量指數 基準
長野地域	長野市	7	59
	須坂市	5	80
	千曲市	5	77
	坂城町	3	77
	小布施町	5	78
	高山村	7	80
	信濃町	5	78
	小川村	5	62
	飯綱町	3	77
	中野市	5	78
中野飯山地域	飯山市	6	79
	山ノ内町	4	80
	木島平村	5	80
	野沢温泉村	4	66
	栄村	5	84
	大町市	5	104
大北地域	池田町	5	103
	松川村	5	103
	白馬村	6	105
	小谷村	5	108
	上田市	5	66
上田地域	東御市	4	84
	青木村	5	86
	長和町	5	77
	小諸市	5	86
佐久地域	佐久市	5	79
	小海町	5	86
	川上村	4	86
	南牧村	7	86
	南相木村	4	86
	北相木村	6	84
	佐久穂町	4	86
	軽井沢町	4	99
	御代田町	5	82
	立科町	5	88
	松本	6	90
松本地域	塩尻	5	85
	安曇野市	4	87

乗鞍上高地地域	麻績村	6	<u>90</u>	諏訪地域	麻績村	6	<u>89</u>
	生坂村	5	86		生坂村	5	86
	山形村	4	<u>96</u>		山形村	4	<u>95</u>
	朝日村	3	<u>97</u>		朝日村	3	<u>98</u>
	筑北村	5	72		筑北村	5	72
	乗鞍上高地	9	<u>104</u>		乗鞍上高地	9	<u>106</u>
	岡谷市	7	89		岡谷市	7	89
	諏訪市	6	<u>79</u>		諏訪市	6	<u>78</u>
	茅野市	5	76		茅野市	5	76
	下諏訪町	9	<u>92</u>		下諏訪町	9	<u>91</u>
	富士見町	7	75		富士見町	7	75
	原村	6	93		原村	6	93
	伊那市	5	<u>70</u>		伊那市	5	<u>71</u>
	駒ヶ根市	6	<u>88</u>		駒ヶ根市	6	<u>91</u>
	辰野町	7	<u>74</u>		辰野町	7	<u>77</u>
上伊那地域	箕輪町	5	<u>88</u>		箕輪町	5	<u>91</u>
	飯島町	6	<u>95</u>		飯島町	6	<u>97</u>
	南箕輪村	5	<u>91</u>		南箕輪村	5	<u>93</u>
	中川村	5	<u>95</u>		中川村	5	<u>97</u>
	宮田村	5	<u>96</u>		宮田村	5	<u>99</u>
木曽地域	檜川	6	<u>104</u>	木曽地域	檜川	6	<u>106</u>
	上松町	7	<u>112</u>		上松町	7	<u>116</u>
	南木曽町	7	<u>105</u>		南木曽町	7	<u>108</u>
	木祖村	5	<u>101</u>		木祖村	5	<u>104</u>
	王滝村	9	<u>121</u>		王滝村	9	<u>124</u>
	大桑村	6	<u>122</u>		大桑村	6	<u>125</u>
	木曽町	6	<u>120</u>		木曽町	6	<u>123</u>
下伊那地域	飯田市	7	<u>86</u>	下伊那地域	飯田市	7	<u>88</u>
	松川町	5	<u>95</u>		松川町	5	<u>98</u>
	高森町	7	<u>102</u>		高森町	7	<u>105</u>
	阿南町	8	<u>102</u>		阿南町	8	<u>105</u>
	阿智村	7	<u>86</u>		阿智村	7	<u>88</u>
	平谷村	9	<u>104</u>		平谷村	9	<u>107</u>
	根羽村	8	<u>100</u>		根羽村	8	<u>103</u>
	下條村	7	<u>87</u>		下條村	7	<u>90</u>
	壳木村	8	<u>109</u>		壳木村	8	<u>112</u>
	天龍村	8	<u>110</u>		天龍村	8	<u>114</u>
	泰阜村	6	<u>91</u>		泰阜村	6	<u>93</u>
	喬木村	5	<u>79</u>		喬木村	5	<u>80</u>
	豊丘村	6	<u>91</u>		豊丘村	6	<u>93</u>
	大鹿村	8	<u>95</u>		大鹿村	8	<u>97</u>

(別表4) 洪水注意報基準(令和6年5月23日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
長野地域	(略)			
中野飯山地域	(略)			
	飯山市	桑名川流域=3.6, 出川流域=3.3, 広井川流域=4.2, 日光川流域=3.3, 樽川流域=13.2	広井川流域= (5, 3.4), 千曲川 [立ヶ花], 信濃川水系千曲川下流 [市川橋]	
	野沢温泉村	(削除) 池の沢川流域=4.2, 湯沢川流域=3.5, 赤瀧川流域=3.9	千曲川流域= (5, 71), 湯沢川流域= (5, 2.6)	千曲川 [立ヶ花], 信濃川水系千曲川下流 [市川橋]
	栄村	(削除) 志久見川流域=14.1, 北野川流域=10, 小箕作川流域=3.7, 中津川流域=24.3	千曲川流域= (5, 71.2)	信濃川水系千曲川下流 [市川橋]
大北地域	(略)			
上田地域	(略)			
佐久地域	(略)			
松本地域	(略)			
乗鞍上高地地域	(略)			
諏訪地域	(略)			
	(略)			
	辰野町	上野川流域=4.2, 横川流域=8.7, 小横川川流域=5.4, 小野川流域=6.8, 沢底川流域=4.5, 天竜川流域=28.6	上野川流域= (5, 3.2), 横川川流域= (5, 8.7), 小横川川流域= (5, 5.4), 小野川流域= (5, 6.4), 天竜川流域= (5, 28.6)	天竜川上流[伊那富]
	(略)			
木曽地域	(略)			
下伊那地域	(略)			

(別表4) 洪水注意報基準(令和5年6月8日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
長野地域	(略)			
中野飯山地域	(略)			
	飯山市	桑名川流域=3.6, 出川流域=3.3, 広井川流域=4.2, 日光川流域=3.3, 樽川流域=13.2	広井川流域= (5, 3.4), 千曲川 [立ヶ花] (新設)	千曲川 [立ヶ花]
	野沢温泉村	千曲川流域=88.7, 池の沢川流域=4.2, 湯沢川流域=3.5, 赤瀧川流域=3.9	千曲川流域= (5, 71), 池の沢川流域= (5, 2.6)	千曲川 [立ヶ花] (新設)
	栄村	千曲川流域=89, 志久見川流域=14.1, 北野川流域=10, 小箕作川流域=3.7, 中津川流域=24.3	千曲川流域= (5, 71.2)	二
大北地域	(略)			
上田地域	(略)			
佐久地域	(略)			
松本地域	(略)			
乗鞍上高地地域	(略)			
諏訪地域	(略)			
	(略)			
	辰野町	上野川流域=4.2, 横川流域=8.7, 小横川川流域=5.4, 小野川流域=6.8, 沢底川流域=4.5, 天竜川流域=28.6	上野川流域= (5, 3.2), 横川川流域= (5, 8.7), 小横川川流域= (5, 5.4), 小野川流域= (5, 6.4), 沢底川流域=4.5 (新設)	天竜川上流[伊那富]
	(略)			
木曽地域	(略)			
下伊那地域	(略)			

<p>(略)</p> <p>4 その他の情報</p> <p>(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等</p> <p>警報の危険度分布（キキクル）等の概要</p> <table border="1" data-bbox="193 1731 1327 2021"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所を面的に確認</u>することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認</u> することができる。	<p>4 その他の情報</p> <p>(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等</p> <p>警報の危険度分布（キキクル）等の概要</p> <table border="1" data-bbox="1451 1731 2594 2021"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まつ</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まつ</u>	<p>表記の統一</p>
種類	概要									
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認</u> することができる。									
種類	概要									
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まつ</u>									

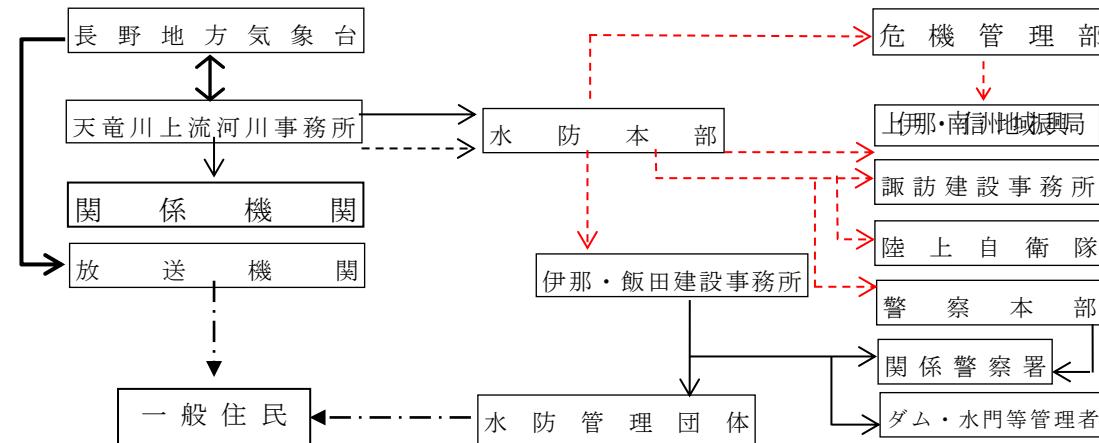
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を</u> 面的に確認することができる。		大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	<u>ているかを把握</u> することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を</u> 面的に確認することができる。		洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを</u> 面的に確認することができる。
危険度分布（キキクル）の色を持つ意味	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		危険度分布（キキクル）の色を持つ意味	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す</u> 情報。 <u>流域内における雨量分布の実況と</u> 6時間先までの <u>予測（解析雨量及び降水短時間予報等）</u> を用いて常時10分ごとに更新している。		流域雨量指数の予測値	<u>水位周知河川及びその他河川の</u> 上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの <u>雨量分布の予測（降水短時間予報等）</u> を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、 <u>洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したもの</u> を、常時10分毎に更新している。
(略)	(略)			
(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って <u>注意・警戒を呼びかけられる</u> 場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や <u>予想</u> 、防災上の <u>留意点が解説される</u> 場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、 <u>線状降水帯</u> により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときは、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。 <u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等</u>	(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って <u>注意を喚起する</u> 場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や <u>予測</u> 、防災上の <u>注意を解説する</u> 場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、 <u>線状の降水帯</u> により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときは、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。	気象情報の解説を追記

<p>で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。</p>	<p>(新設)</p>	
<p>(4) 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。ただし、別表6にある5市については分割して発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>(4) 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。ただし、別表6にある5市については分割して発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	表記の統一

2 水防警報等

(1) 伝達系統

ア 洪水予報指定河川に対する洪水予報及び洪水警報



(注) ——は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

·····は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

——は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。

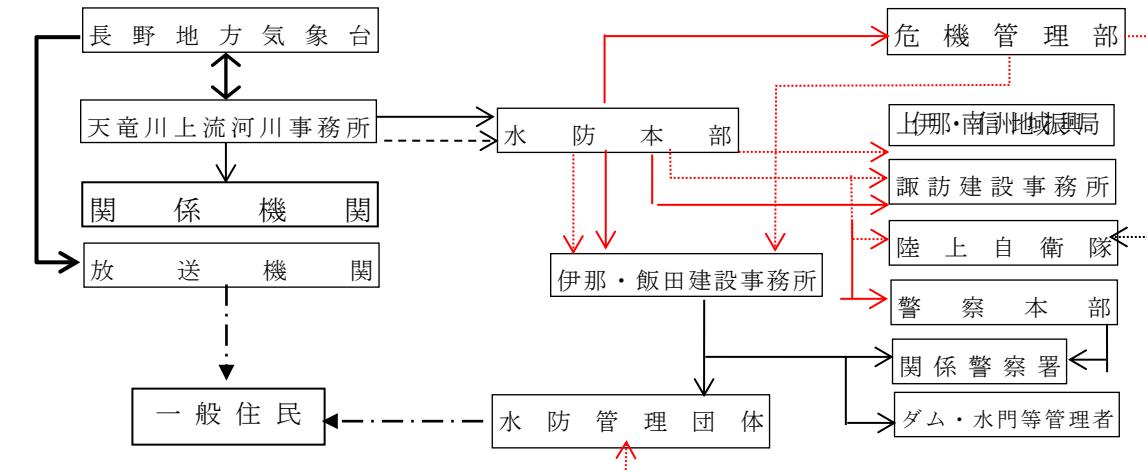
----は、電子メールによる伝達を示す。

·····は、その他による伝達を示す。

2 水防警報等

(1) 伝達系統

ア 洪水予報指定河川に対する洪水予報及び洪水警報



(注) ——は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

·····は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

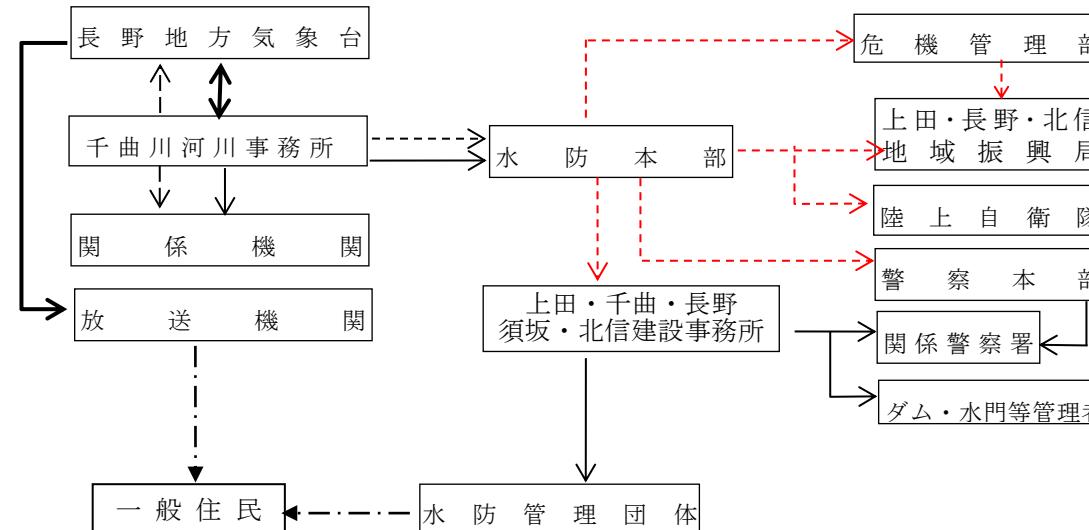
——は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。

----は、電子メールによる伝達を示す。

·····は、その他による伝達を示す。

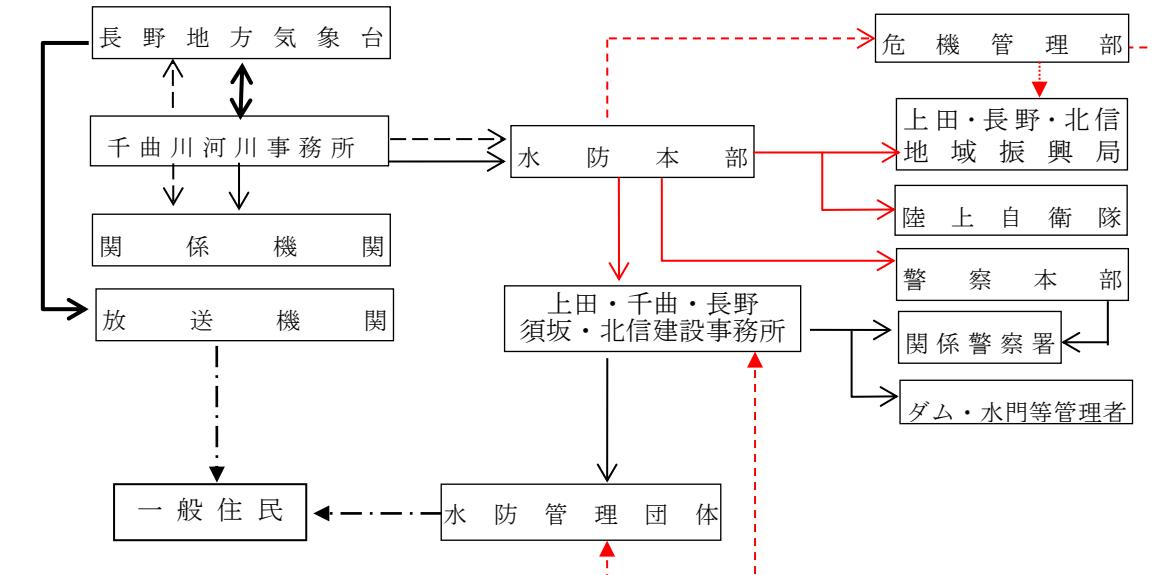
情報伝達手段の変更に
伴う修正

(イ) 千曲川・犀川

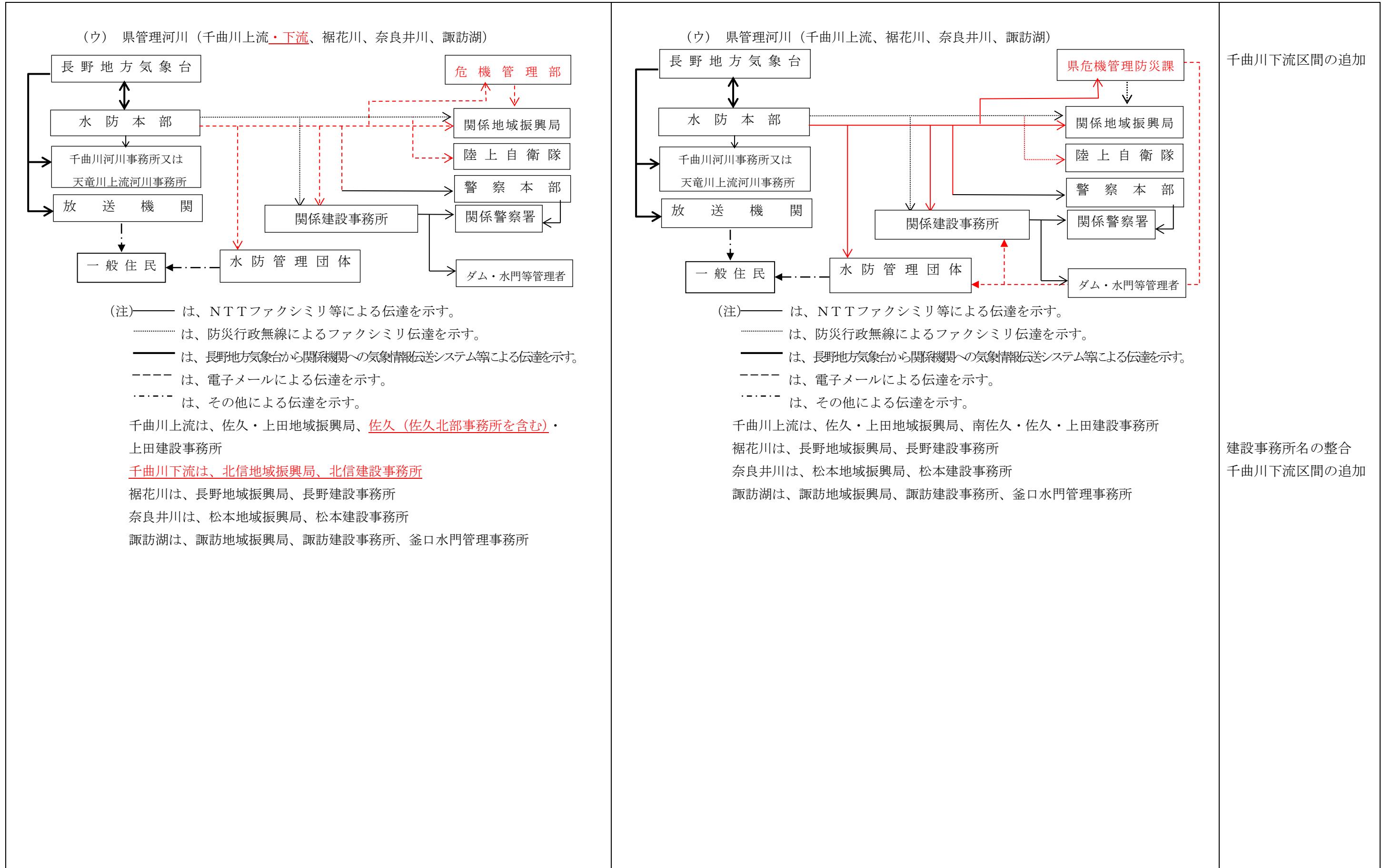


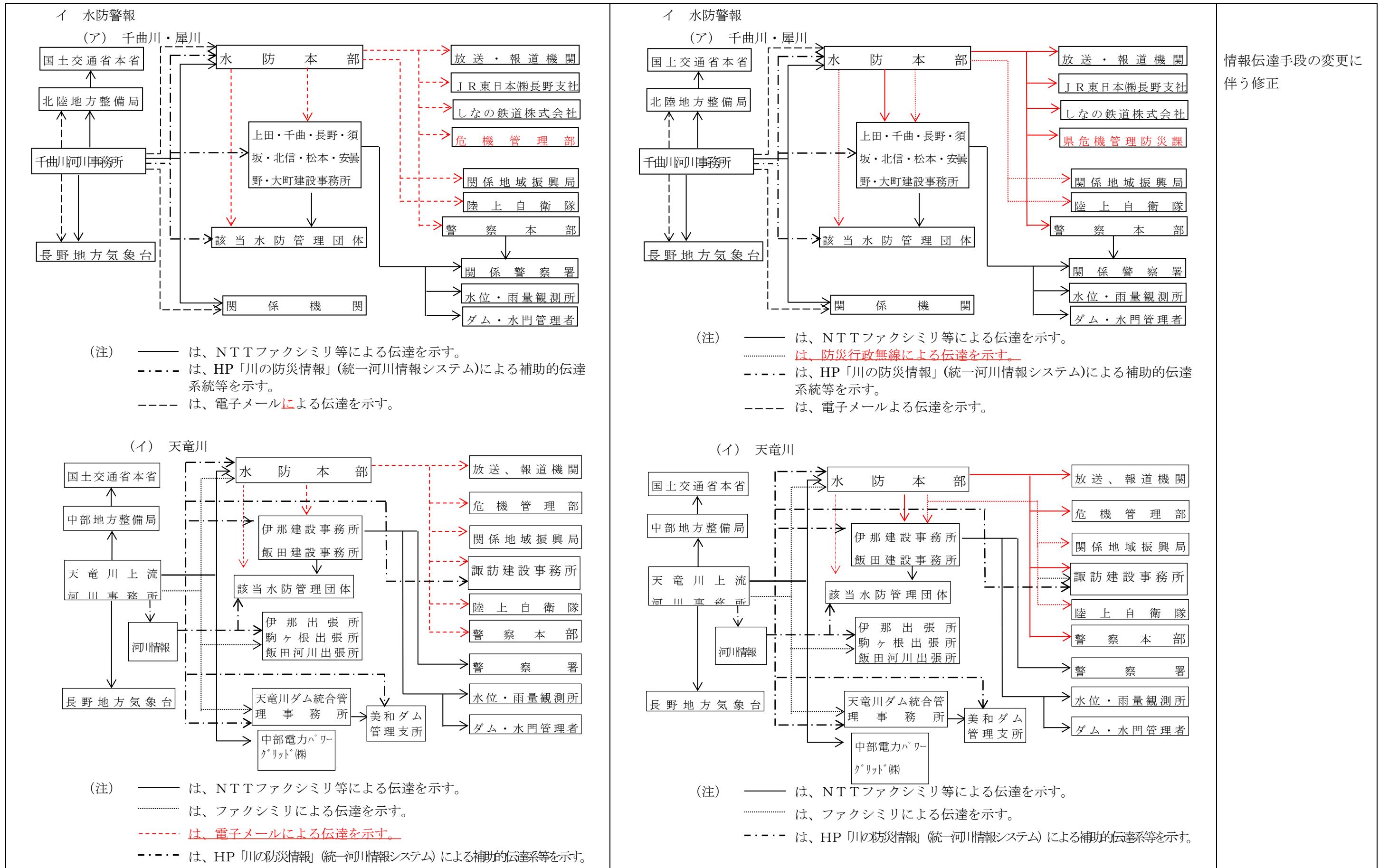
(注) 天竜川の注と同じ

(イ) 千曲川・犀川

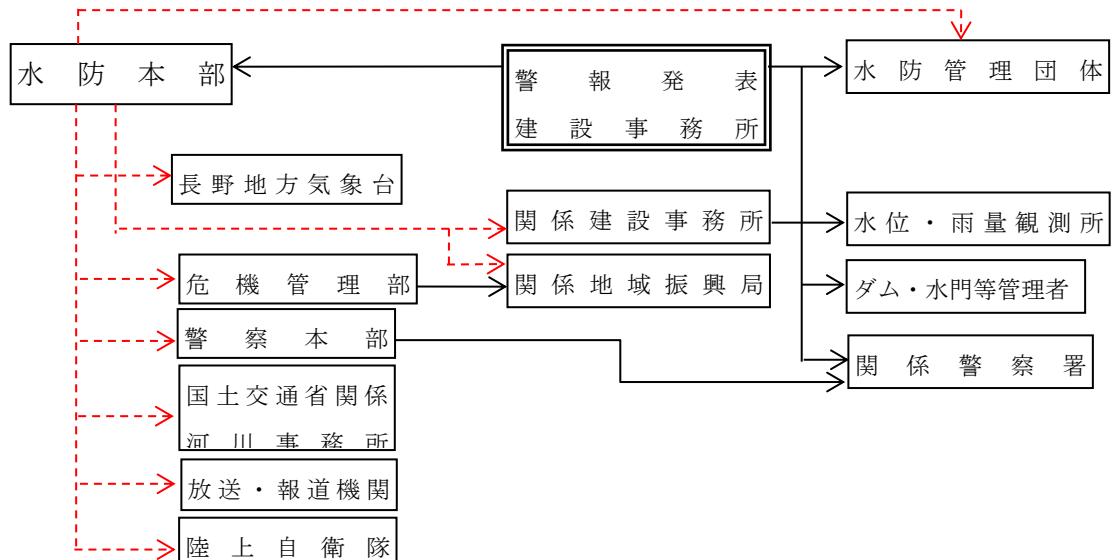


(注) 天竜川の注と同じ





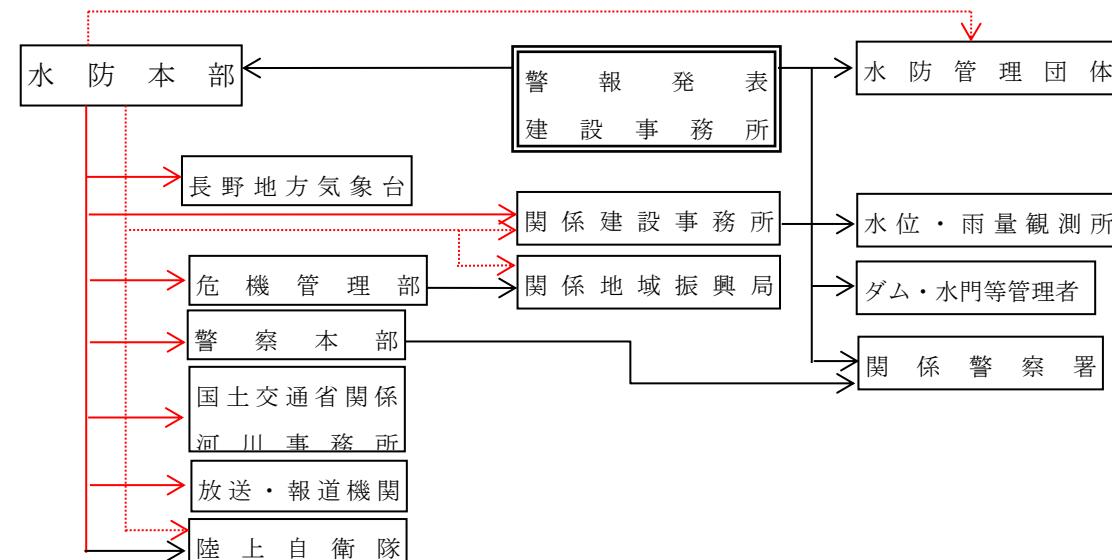
ウ 水防警報（知事が行うもの）



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

----- は、電子メールによる伝達を示す。

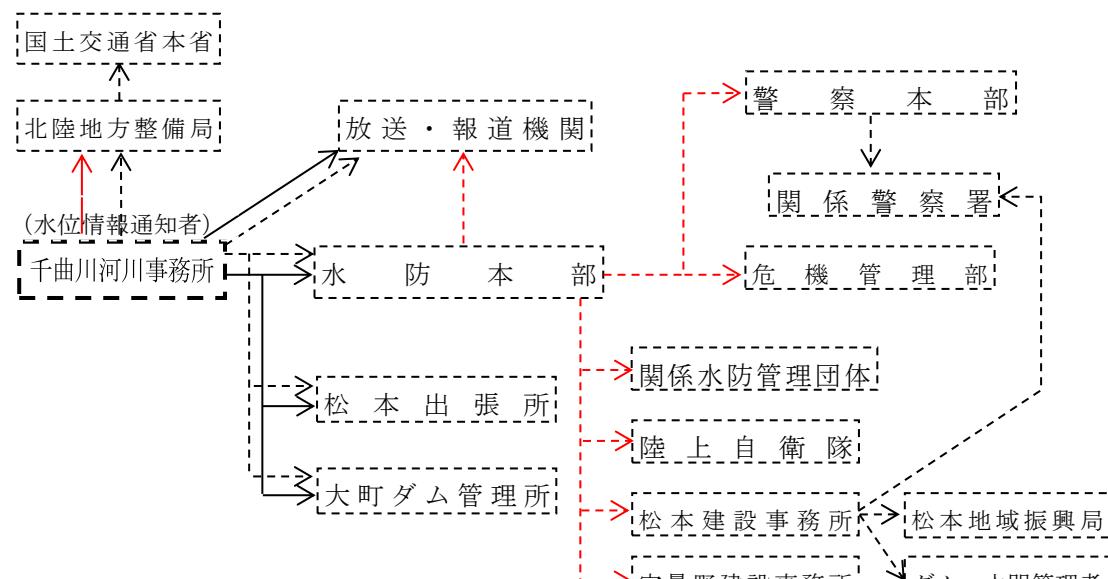
ウ 水防警報（知事が行うもの）



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

----- は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

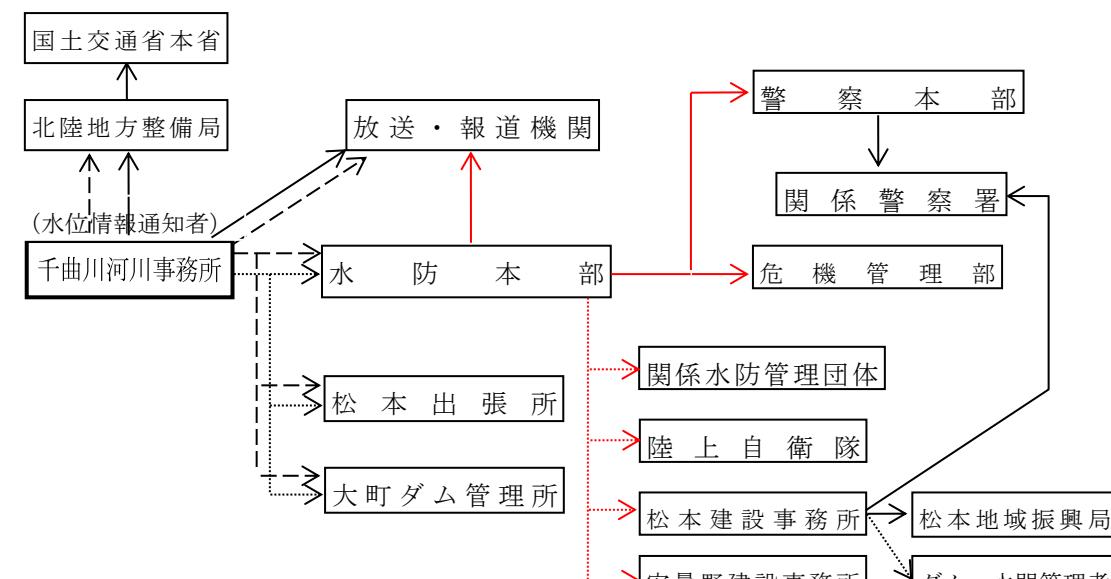
エ 水位情報の通知（国土交通大臣が行うもの 犀川）



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

----- は、電子メールによる伝達を示す。

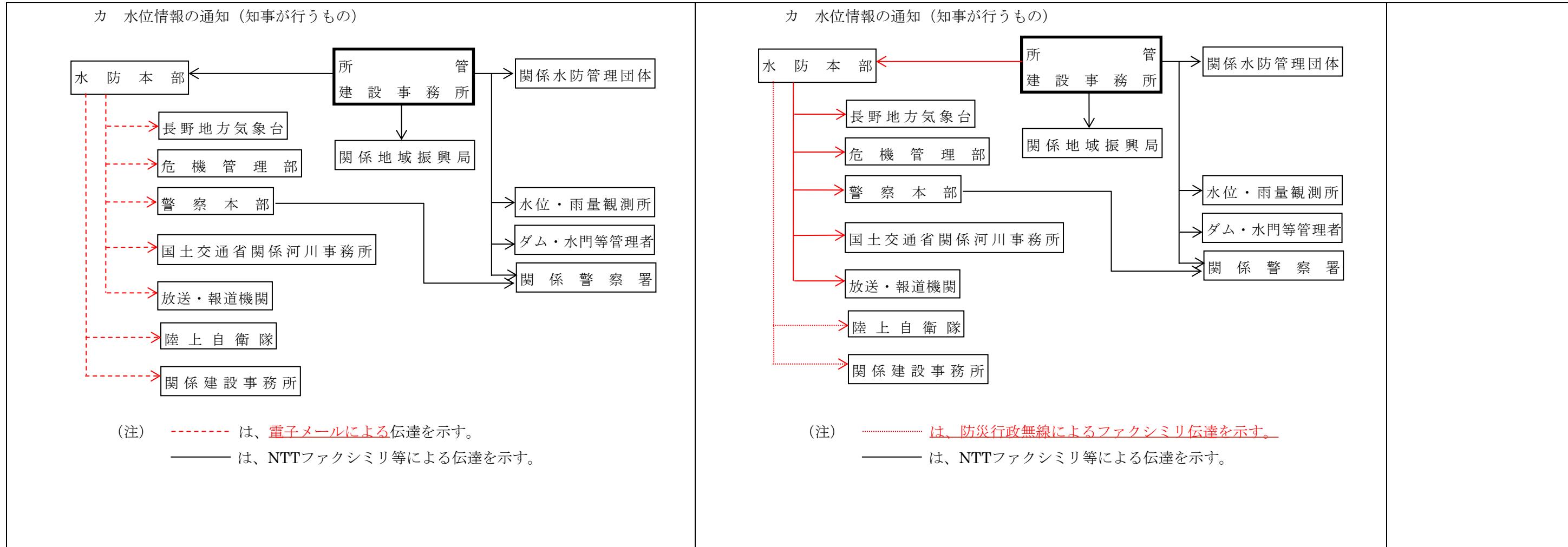
エ 水位情報の通知（国土交通大臣が行うもの 犀川）



(注) ----- は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

————— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

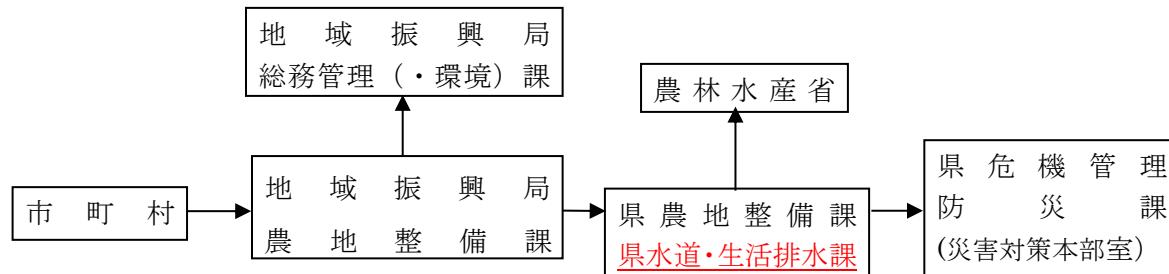
----- は、電子メールによる伝達を示す。



新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(3) 地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ア) 県（本庁）の実施事項</p> <p>g 危機管理防災課（総括調整班）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により<u>必要な職員を速やかに派遣する。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機、<u>高所監視カメラ</u>等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>(略)</p> <p>別記 災害情報収集連絡系統</p> <p>(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況の調査と調査責任機関</p> <p>(3) 地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ア) 県（本庁）の実施事項</p> <p>g 危機管理防災課（総括調整班）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により<u>派遣の要否を決定する</u></p> <p>(略)</p> <p>5 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>(略)</p> <p>別記 災害情報収集連絡系統</p> <p>(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>他箇所と記載内容の統一</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>事務移管等による修正</p>

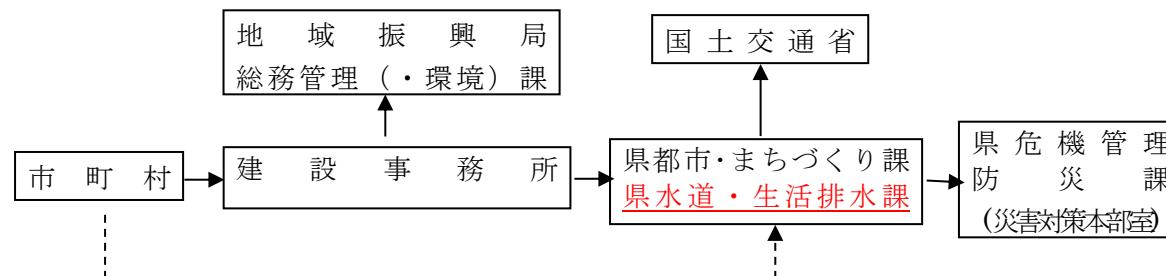
(4) 農業関係被害状況報告 様式5号

ウ 農業集落排水施設被害状況報告

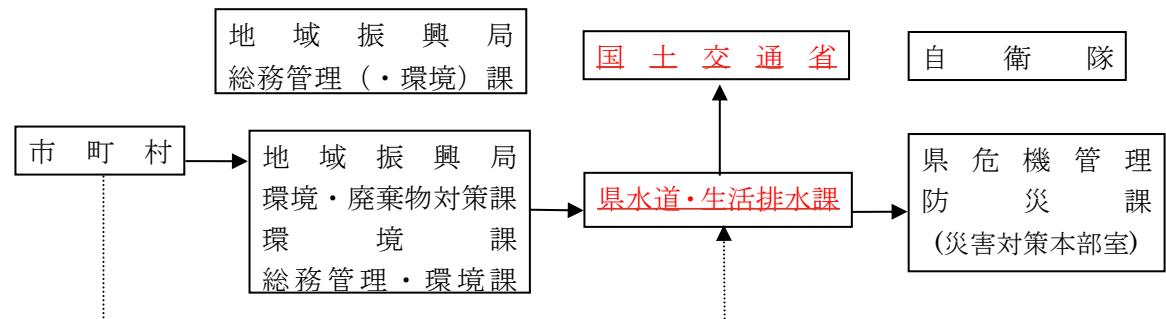


(略)

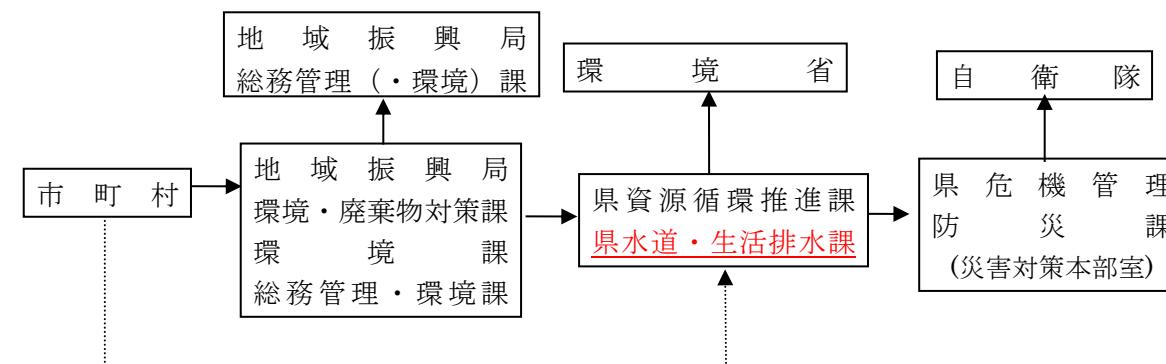
(7) 都市施設被害状況報告 様式8号



(8) 水道施設被害状況報告 様式9号

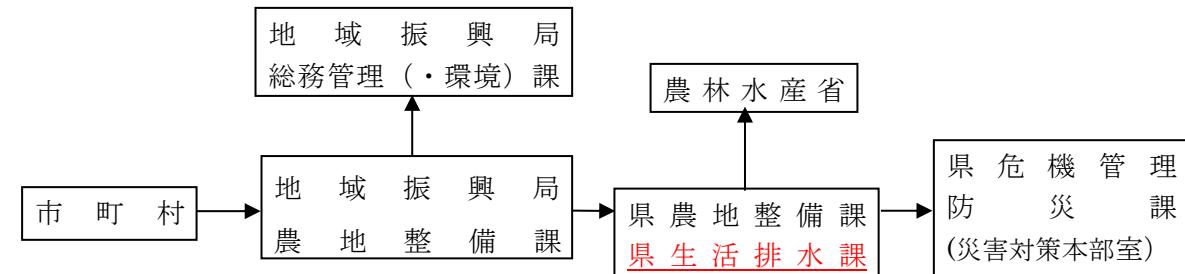


(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号



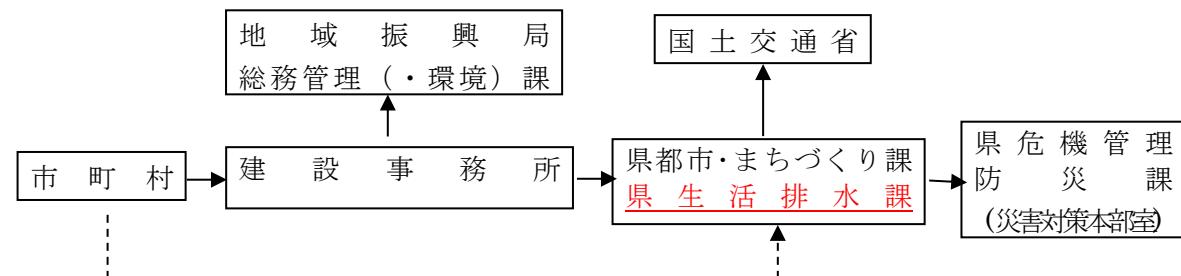
(4) 農業関係被害状況報告 様式5号

ウ 農業集落排水施設被害状況報告

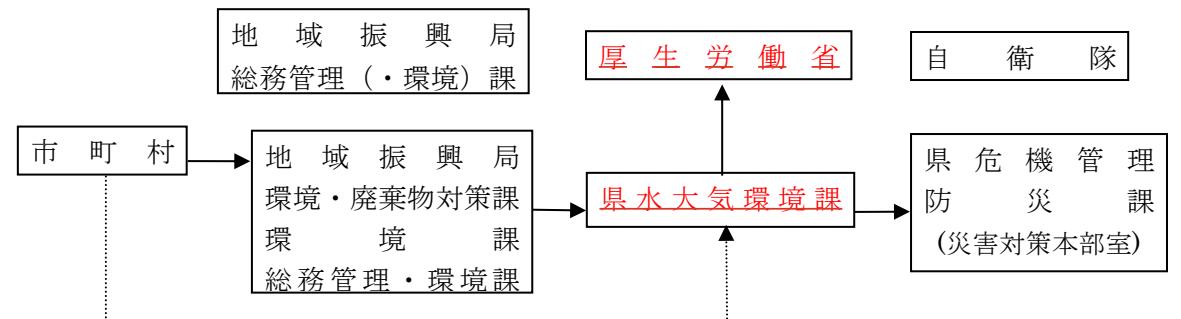


(略)

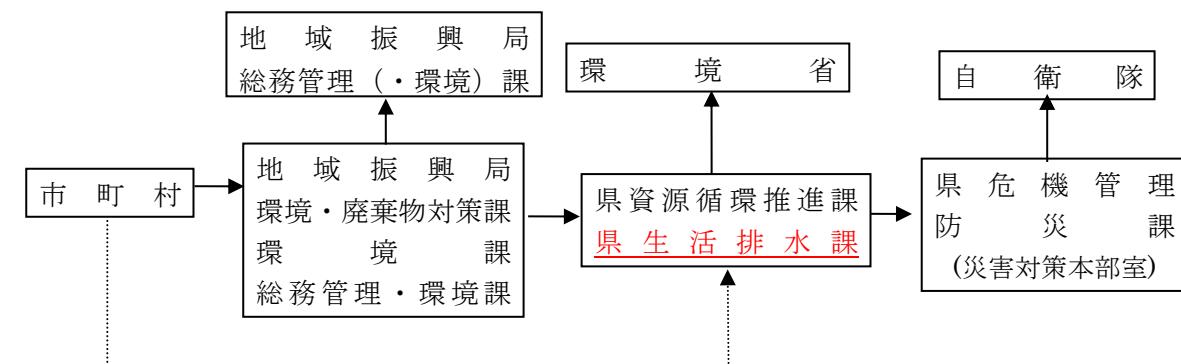
(7) 都市施設被害状況報告 様式8号

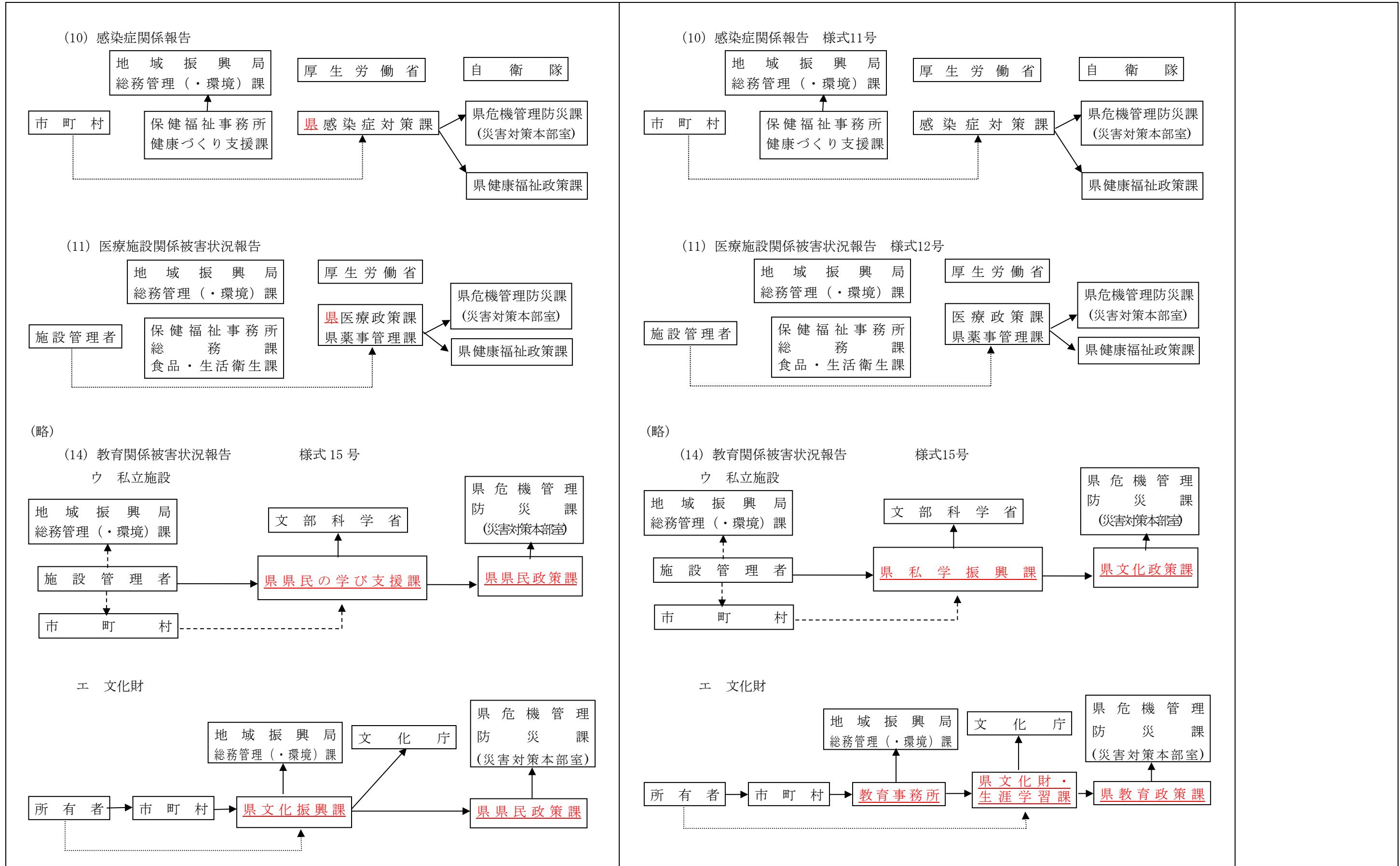


(8) 水道施設被害状況報告 様式9号

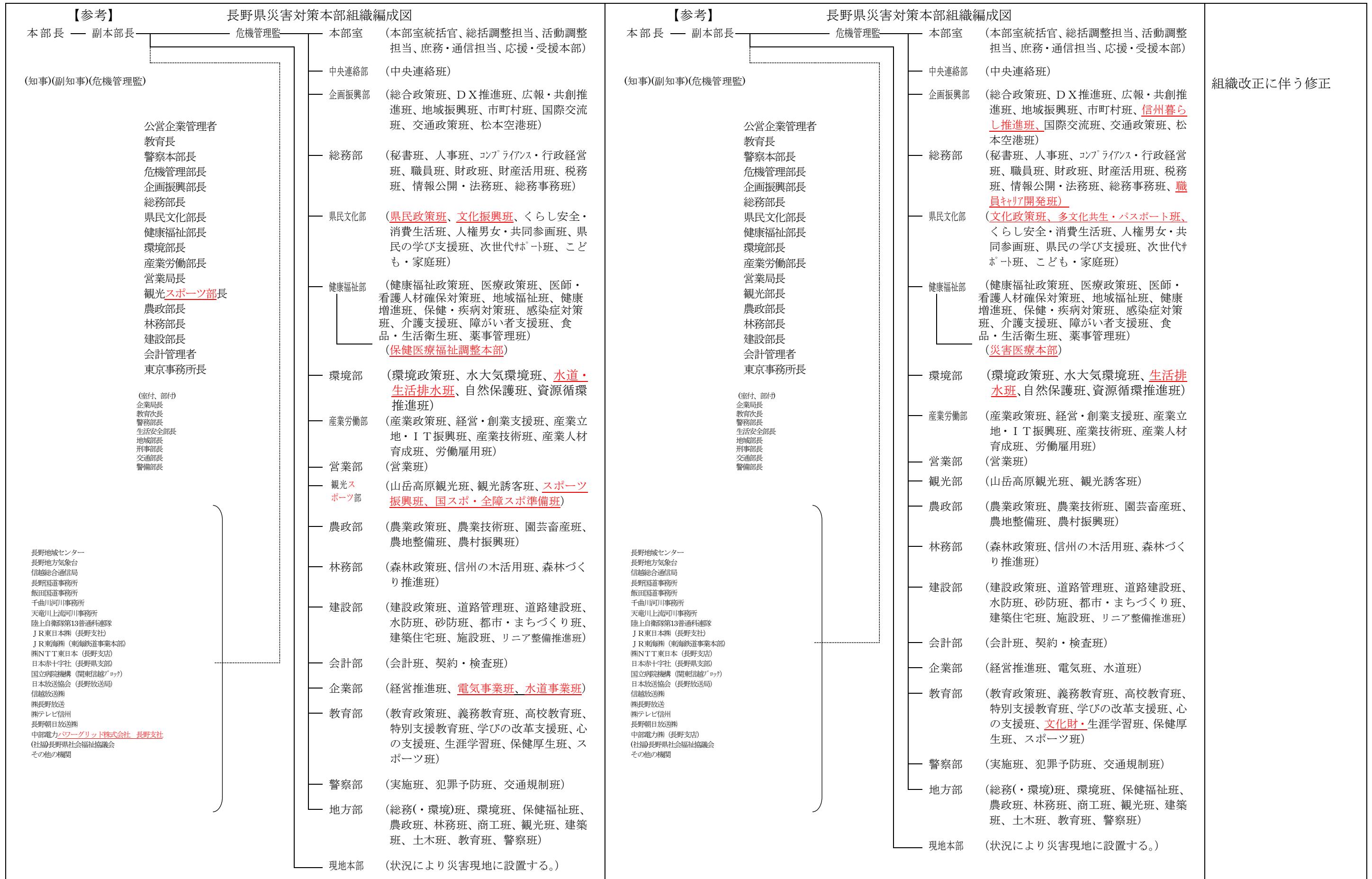


(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号





新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 【県が実施する対策】(全部局)</p> <p>(6) 被災市町村への職員派遣</p> <p>ア 以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや物資調達・調整等支援システムへの入力支援等を行うため、当該市町村を所管する地方部長(地域振興局長)は、職員を情報連絡員(地方部リエゾン)として市町村役場に派遣するものとする。</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>また、派遣する職員は、居住地域や地方部での業務分担を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p>	<p>第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 【県が実施する対策】(全部局)</p> <p>(6) 被災市町村への職員派遣</p> <p>ア 以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや物資調達・調整等支援システムへの入力支援等を行うため、当該市町村を所管する地方部長(地域振興局長)は、職員を情報連絡員(地方部リエゾン)として市町村役場に派遣するものとする。</p> <p>なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>また、派遣する職員は、居住地域や地方部での業務分担を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正



長野県災害対策本部組織及び事務分掌		
室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班長、リーダー)	分掌事務
本部室 室長 危機管理部長 副室長 危機管理部次長 本部室統括官 危機管理防災課長 消防課長(兼消防 応援活調整副本部 長) 火山防災幹	総括調整担当 (危機管理防災課企画幹)	<p>① 災害対策本部の運営・調整に関すること。</p> <p>② 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関すること。</p> <p>③ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関するこ と。</p> <p>④ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関するこ と。</p> <p>⑤ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関するこ と。</p> <p>⑥ 防災関係機関との合同会議の開催に関するこ と。</p> <p>⑦ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府 県及び応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所 管に属する事項を除く。)の要否の決定に関するこ と。</p> <p>⑧ 災害対策基本法第60条の規定による避難指示及び緊 急安全確保に関するこ と。</p> <p>⑨ 災害警戒及び注意喚起の発信に関するこ と。</p> <p>⑩ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関するこ と。</p> <p>⑪ 被災市町村への情報連絡員(本部リエゾン)の派遣の要 否の決定に関するこ と。</p> <p>⑫ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関する こと。</p> <p>⑬ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び 記録に関するこ と。</p> <p>⑭ 避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関する こと。</p> <p>⑮ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関するこ と。</p> <p>⑯ 各種支援策に係る住民への周知に関するこ と。</p> <p>⑰ 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する こと。</p> <p>⑱ 被災者生活再建支援法に関するこ と。</p> <p>⑲ 防災情報システムの運用に関するこ と。</p> <p>⑳ 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の分類及び 評価に関するこ と。</p> <p>㉑ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関する こと。</p> <p>㉒ 被害情報の総合的な取りまとめに関するこ と。</p> <p>㉓ 気象・地震情報等の収集及び市町村等関係機関への伝 達に関するこ と。</p> <p>㉔ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する こと。</p> <p>㉕ 地図情報の総括に関するこ と。</p> <p>㉖ 次期フェーズの対応方針の検討に関するこ と。</p>
情報収集班 (危機管理防災課係長)		<p>① 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進 行管理に関するこ と。</p> <p>② 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理に関する こと。</p> <p>③ 避難状況の取りまとめに関するこ と。</p> <p>④ 防災情報システムの入力状況の確認に関するこ と。</p> <p>⑤ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する 情報の収集、整理及び記録に関するこ と。</p> <p>⑥ 初動期における避難者数、避難所開設状況等の避難に 関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部 関係各部への伝達に関するこ と。</p> <p>⑦ 情報連絡員の派遣状況の整理及び共有に関するこ と。</p> <p>⑧ 災害即報の消防庁への報告に関するこ と。</p>
情報発信班 (消防課企画幹)		<p>① 報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及び その提供に関するこ と。</p> <p>② 知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する こと。</p> <p>③ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関する こと。</p> <p>④ 報道機関への緊急報道要請に関するこ と。</p>
室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班長、リーダー)	分掌事務
本部室 室長 危機管理部長 副室長 危機管理部次長 本部室統括官 危機管理防災課長 消防課長(兼消防 応援活調整副本部 長) 火山防災幹	総括調整担当 (危機管理防災課企画幹)	<p>① 災害対策本部の運営・調整に関するこ と。</p> <p>② 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関するこ と。</p> <p>③ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関するこ と。</p> <p>④ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関するこ と。</p> <p>⑤ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関するこ と。</p> <p>⑥ 防災関係機関との合同会議の開催に関するこ と。</p> <p>⑦ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府 県及び応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所 管に属する事項を除く。)の要否の決定に関するこ と。</p> <p>⑧ 災害対策基本法第60条の規定による避難指示及び緊 急安全確保に関するこ と。</p> <p>⑨ 災害警戒及び注意喚起の発信に関するこ と。</p> <p>⑩ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関するこ と。</p> <p>⑪ 被災市町村への情報連絡員(本部リエゾン)の派遣の要 否の決定に関するこ と。</p> <p>⑫ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関する こと。</p> <p>⑬ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び 記録に関するこ と。</p> <p>⑭ 避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関する こと。</p> <p>⑮ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関するこ と。</p> <p>⑯ 各種支援策に係る住民への周知に関するこ と。</p> <p>⑰ 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する こと。</p> <p>⑱ 被災者生活再建支援法に関するこ と。</p> <p>⑲ 防災情報システムの運用に関するこ と。</p> <p>⑳ 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の分類及び 評価に関するこ と。</p> <p>㉑ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関する こと。</p> <p>㉒ 被害情報の総合的な取りまとめに関するこ と。</p> <p>㉓ 気象・地震情報等の収集及び市町村等関係機関への伝 達に関するこ と。</p> <p>㉔ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する こと。</p> <p>㉕ 地図情報の総括に関するこ と。</p> <p>㉖ 次期フェーズの対応方針の検討に関するこ と。</p>
情報収集班 (危機管理防災課係長)		<p>① 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進 行管理に関するこ と。</p> <p>② 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理に関する こと。</p> <p>③ 避難状況の取りまとめに関するこ と。</p> <p>④ 防災情報システムの入力状況の確認に関するこ と。</p> <p>⑤ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する 情報の収集、整理及び記録に関するこ と。</p> <p>⑥ 初動期における避難者数、避難所開設状況等の避難に 関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部 関係各部への伝達に関するこ と。</p> <p>⑦ 情報連絡員の派遣状況の整理及び共有に関するこ と。</p> <p>⑧ 災害即報の消防庁への報告に関するこ と。</p>
情報発信班 (消防課企画幹)		<p>① 報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及び その提供に関するこ と。</p> <p>② 知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する こと。</p> <p>③ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関する こと。</p> <p>④ 報道機関への緊急報道要請に関するこ と。</p>

	<p>⑤ 報道機関からの照会に対する対応に関するこ と。</p> <p>⑥ 県ホームページを活用した各種情報提供に関するこ と。</p> <p>⑦ ソーシャルメディアを活用した各種情報提供に関するこ と。</p> <p>⑧ プレスリリースに関するこ と。</p> <p>⑨ 安否情報の提供に関するこ と。</p> <p>⑩ 食糧、生活必需品等及び義援物資等に係るニーズの報 道提供に関するこ と。</p> <p>⑪ 写真等による情報の収集及び記録対応に関するこ と。</p> <p>⑫ 災害の記録及び資料の収集に関するこ と。</p> <p>⑬ ソーシャルメディアを活用した県民ニーズの把握に関するこ と。</p>		<p>⑤ 報道機関からの照会に対する対応に関するこ と。</p> <p>⑥ 県ホームページを活用した各種情報提供に関するこ と。</p> <p>⑦ ソーシャルメディアを活用した各種情報提供に関するこ と。</p> <p>⑧ プレスリリースに関するこ と。</p> <p>⑨ 安否情報の提供に関するこ と。</p> <p>⑩ 食糧、生活必需品等及び義援物資等に係るニーズの報 道提供に関するこ と。</p> <p>⑪ 写真等による情報の収集及び記録対応に関するこ と。</p> <p>⑫ 災害の記録及び資料の収集に関するこ と。</p> <p>⑬ ソーシャルメディアを活用した県民ニーズの把握に関するこ と。</p>
活動調整担当 (危機管理防災課危機対策 幹)	<p>① 自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係るこ と。</p> <p>② 各機関のヘリコプターの運航調整に関するこ と。</p> <p>③ ヘリコプター運航調整会議に関するこ と。</p>	活動調整担当 (危機管理防災課危機対策 幹)	<p>① 自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係るこ と。</p> <p>② 各機関のヘリコプターの運航調整に関するこ と。</p> <p>③ ヘリコプター運航調整会議に関するこ と。</p>
消防班 (消防課課長補佐)	<p>① 救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関するこ と。</p> <p>② 消防防災ヘリコプターの運航に関するこ と。</p> <p>③ ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記 録に関するこ と。</p> <p>④ 救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に 関するこ と。</p> <p>⑤ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊 への応援要請の要否の決定に関するこ と。</p> <p>⑥ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊 の活動調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関するこ と。</p>	消防班 (消防課課長補佐)	<p>① 救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関するこ と。</p> <p>② 消防防災ヘリコプターの運航に関するこ と。</p> <p>③ ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記 録に関するこ と。</p> <p>④ 救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に 関するこ と。</p> <p>⑤ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊 への応援要請の要否の決定に関するこ と。</p> <p>⑥ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊 の活動調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関するこ と。</p>
警察班 (防災専門員)	<p>① 県警との被害状況、救助活動等に関する情報の相互提 供及び確認に関するこ と。</p> <p>② 緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関するこ と。</p>	警察班 (防災専門員)	<p>① 県警との被害状況、救助活動等に関する情報の相互提 供及び確認に関するこ と。</p> <p>② 緊急通行車両の確認手續及び車両証の交付に関するこ と。</p>
庶務・通信担当 (消防課課長補佐)	<p>① 災害対策本部員会議の開催に関するこ と。</p> <p>② 災害対策本部員会議議事録作成に関するこ と。</p> <p>③ 関係機関連絡員室の設置に関するこ と。</p> <p>④ 災害対策本部、地方部等の人員調整に関するこ と。</p> <p>⑤ 地方部等の運営支援に関するこ と。</p> <p>⑥ 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に関するこ と。</p> <p>⑦ 本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関するこ と。</p> <p>⑧ 自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関するこ と。</p> <p>⑨ 災害対策本部の経理に関するこ と。</p> <p>⑩ 自衛隊活動経費に係る調整に関するこ と。</p> <p>⑪ 他都道府県等行政機関からの災害見舞金の受け入れ及び 管理に関するこ と。</p> <p>⑫ 公用令書による公用負担に関するこ と。</p> <p>⑬ 義援金の配分委員会の設置及び配分額の決定に関するこ と。</p> <p>⑭ 義援物資の受付受入窓口の開設に関するこ と。</p> <p>⑮ 義援物資受付受入れの周知に関するこ と。</p> <p>⑯ 義援物資受領証の発行に関するこ と。</p> <p>⑰ 義援物資の公表に関するこ と。</p> <p>⑱ 被災地の視察、慰問、激励等に関するこ と。</p> <p>⑲ 国現地対策本部との連絡調整に関するこ と。</p> <p>⑳ 国への要望に関するこ と。</p> <p>㉑ 礼状の作成及び送付に関するこ と。</p> <p>㉒ 被災者等からの相談、苦情、要望等の受付窓口に関するこ と。</p> <p>㉓ 防災行政無線に関するこ と。</p> <p>㉔ 市町村への情報提供（一斉FAX）に関するこ と。</p> <p>㉕ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に関するこ と。</p> <p>㉖ 災害対策本部室の映像機器等運用に関するこ と。</p> <p>㉗ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関するこ と。</p>	庶務・通信担当 (消防課課長補佐)	<p>① 災害対策本部員会議の開催に関するこ と。</p> <p>② 災害対策本部員会議議事録作成に関するこ と。</p> <p>③ 関係機関連絡員室の設置に関するこ と。</p> <p>④ 災害対策本部、地方部等の人員調整に関するこ と。</p> <p>⑤ 地方部等の運営支援に関するこ と。</p> <p>⑥ 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に関するこ と。</p> <p>⑦ 本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関するこ と。</p> <p>⑧ 自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関するこ と。</p> <p>⑨ 災害対策本部の経理に関するこ と。</p> <p>⑩ 自衛隊活動経費に係る調整に関するこ と。</p> <p>⑪ 他都道府県等行政機関からの災害見舞金の受け入れ及び 管理に関するこ と。</p> <p>⑫ 公用令書による公用負担に関するこ と。</p> <p>⑬ 義援金の配分委員会の設置及び配分額の決定に関するこ と。</p> <p>⑭ 義援物資の受付受入窓口の開設に関するこ と。</p> <p>⑮ 義援物資受付受入れの周知に関するこ と。</p> <p>⑯ 義援物資受領証の発行に関するこ と。</p> <p>⑰ 義援物資の公表に関するこ と。</p> <p>⑱ 被災地の視察、慰問、激励等に関するこ と。</p> <p>⑲ 国現地対策本部との連絡調整に関するこ と。</p> <p>⑳ 国への要望に関するこ と。</p> <p>㉑ 礼状の作成及び送付に関するこ と。</p> <p>㉒ 被災者等からの相談、苦情、要望等の受付窓口に関するこ と。</p> <p>㉓ 防災行政無線に関するこ と。</p> <p>㉔ 市町村への情報提供（一斉FAX）に関するこ と。</p> <p>㉕ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に関するこ と。</p> <p>㉖ 災害対策本部室の映像機器等運用に関するこ と。</p> <p>㉗ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関するこ と。</p>

応援・受援本部 本部リーダー 火山防災幹	広域防災拠点班 (危機管理防災課担当係長)	① 広域防災拠点の開設準備、開設に関すること。 ② 広域防災拠点の利用状況把握に関すること。 ③ 広域物資輸送拠点、地域内物資輸送拠点の運営状況把握に関すること。	応援・受援本部 本部リーダー 火山防災幹	広域防災拠点班 (危機管理防災課担当係長)	① 広域防災拠点の開設準備、開設に関すること。 ② 広域防災拠点の利用状況把握に関すること。 ③ 広域物資輸送拠点、地域内物資輸送拠点の運営状況把握に関すること。	
	人的応援・受援班 (危機管理防災課係員)	① 人的応援・受援に関する状況把握及びまとめに関すること。 ② 人的応援・受援に関する総合調整及び調整会議の実施に関すること。 ③ 県内市町村間、県内部の応援職員の調整及び状況把握に関すること。		人的応援・受援班 (危機管理防災課係員)	① 人的応援・受援に関する状況把握及びまとめに関すること。 ② 人的応援・受援に関する総合調整及び調整会議の実施に関すること。 ③ 県内市町村間、県内部の応援職員の調整及び状況把握に関すること。	
	物資調整班 (危機管理防災課係員) ※物資輸送関係機関を含む	① 物的応援・受援に関する状況把握及びまとめに関すること。 ② 食料品、生活必需品等の輸送に関すること。 ③ 食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関すること。 ④ 仮設トイレ及び段ボールベットの設置に係る関係団体等との連携調整に関すること。 ⑤ 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関すること。 ⑥ 国、他都道府県への食料品、生活必需品等供給に係る応援要請に関すること。 ⑦ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関すること。 ⑧ 市町村からの食料、生活必需品等の供給応援要請受付及び把握に関すること。 ⑨ 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等の供給の要請に関すること。 ⑩ 緊急輸送車両に関すること。 ⑪ 県備蓄物資の供給の決定及び指示に関すること。 ⑫ 受入食料、物資の供給に係る決定及び指示に関すること。		物資調整班 (危機管理防災課係員) ※物資輸送関係機関を含む	① 物的応援・受援に関する状況把握及びまとめに関すること。 ② 食料品、生活必需品等の輸送に関すること。 ③ 食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関すること。 ④ 仮設トイレ及び段ボールベットの設置に係る関係団体等との連携調整に関すること。 ⑤ 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関すること。 ⑥ 国、他都道府県への食料品、生活必需品等供給に係る応援要請に関すること。 ⑦ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関すること。 ⑧ 市町村からの食料、生活必需品等の供給応援要請受付及び把握に関すること。 ⑨ 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等の供給の要請に関すること。 ⑩ 緊急輸送車両に関すること。 ⑪ 県備蓄物資の供給の決定及び指示に関すること。 ⑫ 受入食料、物資の供給に係る決定及び指示に関すること。	
	災害ボランティア班 (地域振興課担当係長、地域福祉課課長補佐)	① 被災者のボランティアーズの把握や支援情報の集約に関すること。 ② ボランティア関係団体、中間支援組織との連携促進と支援活動の調整に関すること。		災害ボランティア班 (地域振興課担当係長、地域福祉課課長補佐)	① 被災者のボランティアーズの把握や支援情報の集約に関すること。 ② ボランティア関係団体、中間支援組織との連携促進と支援活動の調整に関すること。	
	中央連絡部 部長 東京事務所長	中央連絡班 (東京事務所次長)	① 政府中央官署、国会等との連絡調整に関すること。	中央連絡部 部長 東京事務所長	中央連絡班 (東京事務所次長)	① 政府中央官署、国会等との連絡調整に関すること。
	企画振興部 部長 企画振興部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。	企画振興部 部長 企画振興部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
		総合政策班 (総合政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。	総合政策班 (総合政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。	
		DX推進班 (DX推進課長)	① 行政情報ネットワークに関すること。 ② 総合行政情報ネットワーク (LGWAN) に関すること。 ③ 災害対応における先端技術の活用の推進に関すること。 ④ 部内等の応援に関すること。	DX推進班 (DX推進課長)	① 行政情報ネットワークに関すること。 ② 総合行政情報ネットワーク (LGWAN) に関すること。 ③ 災害対応における先端技術の活用の推進に関すること。 ④ 部内等の応援に関すること。	
		広報・共創推進班 (広報・共創推進課長)	① 被災者支援に係るNPOとの連携に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。	広報・共創推進班 (広報・共創推進課長)	① 被災者支援に係るNPOとの連携に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。	
		地域振興班 (地域振興課長)	① 部内等の応援に関すること。	地域振興班 (地域振興課長)	① 部内等の応援に関すること。	
		市町村班 (市町村課長)	① 被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関すること。 ② 被災市町村に対する財政支援措置対応に関すること。	市町村班 (市町村課長)	① 被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関すること。 ② 被災市町村に対する財政支援措置対応に関すること。	
		信州暮らし推進班 (信州暮らし推進課長)	① 部内等の応援に関すること。	信州暮らし推進班 (信州暮らし推進課長)	① 部内等の応援に関すること。	
		国際交流班 (国際交流課長)	① 部内等の応援に関すること。	国際交流班 (国際交流課長)	① 部内等の応援に関すること。	
		交通政策班 (交通政策課長)	① 交通機関に係る災害情報の収集に関すること。	交通政策班 (交通政策課長)	① 交通機関に係る災害情報の収集に関すること。	
		松本空港班 (松本空港課長)	① 松本空港利用者の安全対策に関すること。 ② 松本空港の応急対策に関すること。	松本空港班 (松本空港課長)	① 松本空港利用者の安全対策に関すること。 ② 松本空港の応急対策に関すること。	

総務部 部長 総務部長	○連絡調整員	<p>① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。</p>	総務部 部長 総務部長	○連絡調整員	<p>① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。</p>	
	秘書班 (秘書課長)	① 幹部職員との連絡調整に関すること。		秘書班 (秘書課長)	① 幹部職員との連絡調整に関すること。	
	人事班 (人事課長)	<p>① 派遣職員の選定等の調整に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。</p>		人事班 (人事課長)	<p>① 派遣職員の選定等の調整に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。</p>	
	コンプライアンス・行政 経営班 (コンプライアンス・行政 経営課長)	① 部内等の応援に関すること。		コンプライアンス・行政 経営班 (コンプライアンス・行政 経営課長)	① 部内等の応援に関すること。	
	職員班 (職員課長)	<p>① 本部職員の活動支援に関すること。 ② 職員住宅の応急対策等に関すること。 ③ 部内等の応援に関すること。 ④ 職員の惨事ストレス対策に関すること。 ⑤ 本部長の命ずる応急対策に関すると。</p>		職員班 (職員課長)	<p>① 本部職員の活動支援に関すること。 ② 職員住宅の応急対策等に関すること。 ③ 部内等の応援に関すること。 ④ 職員の惨事ストレス対策に関すること。 ⑤ 本部長の命ずる応急対策に関すると。</p>	
	財政班 (財政課長)	① 災害経費の予算措置に関すること。		財政班 (財政課長)	① 災害経費の予算措置に関すること。	
	財産活用班 (財産活用課長)	<p>① 県庁舎の応急対策等に関すること。 ② 有線電話に関すること。 ③ 会議室の使用停止（災害対応への優先使用）に関する こと ④ 本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に関するこ と。</p>		財産活用班 (財産活用課長)	<p>① 県庁舎の応急対策等に関すること。 ② 有線電話に関すること。 ③ 会議室の使用停止（災害対応への優先使用）に関する こと ④ 本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に関するこ と。</p>	
	税務班 (税務課長)	<p>① 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の 実施に関すること。 ② 被災者の県税の減免・徴収猶予に関すること。 ③ 部内等の応援に関すること。</p>		税務班 (税務課長)	<p>① 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の 実施に関すること。 ② 被災者の県税の減免・徴収猶予に関すること。 ③ 部内等の応援に関すること。</p>	
	情報公開・法務班 (情報公開・法務課長)	① 部内等の応援に関すること。		情報公開・法務班 (情報公開・法務課長)	① 部内等の応援に関すること。	
	総務事務班 (総務事務課長)	① 部内等の応援に関すること。		総務事務班 (総務事務課長)	① 部内等の応援に関すること。	
	<u>（削除）</u>			職員キャリア開発班 (職員キャリア開発センター所長)	① 部内等の応援に関すること。	
	○連絡調整員	<p>① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関するこ と。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関するこ と。</p>		○連絡調整員	<p>① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関するこ と。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関するこ と。</p>	
県民文化部 部長 県民文化部長	文化政策班 (文化政策課長)	<p>① 部内の災害情報収集及び対策本部との調整に関するこ と。 ② 部内の連絡調整に関すること。 <u>（削除）</u> ③ 外国籍県民等への災害情報の広報に関するこ と。 ④ 外国籍県民等支援団体との連絡調整に関するこ と。</p>	県民文化部 部長 県民文化部長	<u>文化政策班 (文化政策課長)</u>	<p>① 部内の災害情報収集及び対策本部との調整に関するこ と。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 文化会館等の応急対策等に関するこ と。 <u>新設</u> 新設</p>	
	<u>（削除）</u>			<u>多文化共生・パスポート 班 (文化政策課多文化共生・ パスポート室長)</u>	<p>① 外国籍県民等への災害情報の広報に関するこ と。 ② 外国籍県民等支援団体との連絡調整に関するこ と。</p>	
	<u>文化振興班 (文化振興課長)</u>	<p>① 文化財等の被害状況の把握に関するこ と。 ② 文化財の応急対策に関するこ と。 ③ 文化会館等の応急対策等に関するこ と。</p>		<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	
	くらし安全・消費生活班 (くらし安全・消費生活 課長)	<p>① 食料・生活物資の調達に関するこ と。 ② 物価の安定、物資の安定供給のための措置に関するこ と。</p>		くらし安全・消費生活班 (くらし安全・消費生活 課長)	<p>① 食料・生活物資の調達に関するこ と。 ② 物価の安定、物資の安定供給のための措置に関するこ と。</p>	
	人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長)	<p>① 所管施設の応急対策に関するこ と。 ② 部内等の応援に関するこ と。 ③ 性別の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関する こ と。</p>		人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長)	<p>① 所管施設の応急対策に関するこ と。 ② 部内等の応援に関するこ と。 ③ 男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関する こ と。</p>	
	県民の学び支援班 (県民の学び支援課長)	<p>① 私立学校の応急対策等に関するこ と。 ② 専修学校、各種学校の応急対策等に関するこ と。 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情 報提供に関するこ と。 ④ 長野県立大学の災害情報収集・応急対策等に関するこ と。 ⑤ 部内等の応援に関するこ と。</p>		県民の学び支援班 (県民の学び支援課長)	<p>① 私立学校の応急対策等に関するこ と。 ② 専修学校、各種学校の応急対策等に関するこ と。 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情 報提供に関するこ と。 ④ 長野県立大学の災害情報収集・応急対策等に関するこ と。 ⑤ 部内等の応援に関するこ と。</p>	

	次世代サポート班 (次世代サポート課長)	① 部内等の応援に関すること。		次世代サポート班 (次世代サポート課長)	① 部内等の応援に関すること。	
	こども・家庭班 (こども・家庭 課長)	① 児童福祉司、児童心理司の派遣に関すること。 ② 要配慮者（乳幼児、妊産婦）に係る市町村等への助言に関すること。 ③ 所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦人保護施設の応急対策等に関すること。		こども・家庭班 (こども・家庭 課長)	① 児童福祉司、児童心理司の派遣に関すること。 ② 要配慮者（乳幼児、妊産婦）に係る市町村等への助言に関すること。 ③ 所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦人保護施設の応急対策等に関すること。	
健康福祉部 [部長 健康福祉部長]	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。	健康福祉部 [部長 健康福祉部長]	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。	
	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	① 部内の全体調整及び進行管理に関すること。 ② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 ③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関すること。 ④ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣に関すること。		健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	① 部内の全体調整及び進行管理に関すること。 ② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 ③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関すること。 ④ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣に関すること。	
	医療政策班 (医療政策課長)	① 医療救護の広域応援の調整に関すること。 ② 医療機関の被災状況調査に関すること。 ③ 受入れ可能医療機関の把握に関すること。 ④ 医療救護所の設置に関すること。 ⑤ 医療救護班・DMAT・災害支援ナースの派遣に関すること。 ⑥ 人工透析患者等の医療の供給に関すること。 ⑦ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関すること。 ⑧ ドクターヘリの運航に関すること。 ⑨ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関すること。 ⑩ 県立病院機構の応急対策等に関すること。		医療政策班 (医療政策課長)	① 災害医療本部の設置及び運営に関すること。 ② 医療救護の広域応援の調整に関すること。 ③ 医療機関の被災状況調査に関すること。 ④ 受入れ可能医療機関の把握に関すること。 ⑤ 医療救護所の設置に関すること。 ⑥ 医療救護班・DMATの派遣に関すること。 ⑦ 人工透析患者等の医療の供給に関すること。 ⑧ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関すること。 ⑨ ドクターヘリの運航に関すること。 ⑩ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関すること。 ⑪ 県立病院機構の応急対策等に関すること。	
	医師・看護人材確保班 (医師・看護人材確保対策課長)	① 保健師等の派遣に関すること。 ② 所管する現地機関の応急対策等に関すること。 ③ 部内等の応援に関すること。		医師・看護人材確保班 (医師・看護人材確保対策課長)	① 保健師等の派遣に関すること。 ② 所管する現地機関の応急対策等に関すること。 ③ 部内等の応援に関すること。	
	地域福祉班 (地域福祉課長)	① 要配慮者の対応（災害時住民支え合いマップ）に関すること。 ② ボランティアの受入等に関すること。 ③ （福）長野県社会福祉協議会との調整に関すること。 ④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設（救護施設、授産施設）の応急対策に関すること。		地域福祉班 (地域福祉課長)	① 要配慮者の対応（災害時住民支え合いマップ）に関すること。 ② ボランティアの受入等に関すること。 ③ （福）長野県社会福祉協議会との調整に関すること。 ④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設（救護施設、授産施設）の応急対策に関すること。	
	健康増進班 (健康増進課長)	① 管理栄養士の派遣に関すること。 ② 歯科医師及び歯科衛生士の派遣に関すること。 ③ 被災給食施設の栄養管理に関すること。 ④ 所管する現地機関の応急対策に関すること。		健康増進班 (健康増進課長)	① 管理栄養士の派遣に関すること。 ② 歯科医師及び歯科衛生士の派遣に関すること。 ③ 被災給食施設の栄養管理に関すること。 ④ 所管する現地機関の応急対策に関すること。	
	保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)	① 心のケア対策に関すること。 ② DPATの派遣に関すること。 ③ 要配慮者（難病患者、精神障がい者）に係る市町村等への助言に関すること。 ④ 所管する現地機関の応急対策に関すること。		保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)	① 心のケア対策に関すること。 ② 新規 ③ 要配慮者（難病患者、精神障がい者）に係る市町村等への助言に関すること。 ④ 所管する現地機関の応急対策に関すること。	
	感染症対策班 (感染症対策課長)	① 感染症の発生防止及びまん延防止に関すること。		感染症対策班 (感染症対策課長)	① 感染症の発生防止及びまん延防止に関すること。	
	介護支援班 (介護支援課長)	① 介護職員等の派遣に関すること。 ② 所管する高齢者福祉施設の応急対応等に関すること。		介護支援班 (介護支援課長)	① 介護職員等の派遣に関すること。 ② 所管する高齢者福祉施設の応急対応等に関すること。	
	障がい者支援班 (障がい者支援課長)	① 手話通訳者の派遣に関すること。 ② 要配慮者（障がい者）に係る市町村等への助言に関すること。 ③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関すること。		障がい者支援班 (障がい者支援課長)	① 手話通訳者の派遣に関すること。 ② 要配慮者（障がい者）に係る市町村等への助言に関すること。 ③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関すること。	
	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	① 食品衛生に関すること。 ② 被災食品営業施設に関すること。 ③ 広域火葬の応援・協力の要請に関すること。 ④ 遺体の搬送協力の調整に関すること。 ⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関すること。		食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	① 食品衛生に関すること。 ② 被災食品営業施設に関すること。 ③ 広域火葬の応援・協力の要請に関すること。 ④ 遺体の搬送協力の調整に関すること。 ⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関すること。	

		<p>⑥ 特定動物の管理に関すること。 ⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関すること。 ⑧ 被災動物の救援に関すること。 ⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関すること。</p>		<p>⑥ 特定動物の管理に関すること。 ⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関すること。 ⑧ 被災動物の救援に関すること。 ⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関すること。</p>
	薬事管理班 (薬事管理課長)	<p>① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関すること。 ② 医療ガスの供給に関すること ③ 毒物劇物の情報提供に関すること。 ④ 薬剤師班の派遣に関すること。</p>	薬事管理班 (薬事管理課長)	<p>① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関すること。 ② 医療ガスの供給に関すること ③ 毒物劇物の情報提供に関すること。 ④ 薬剤師班の派遣に関すること。</p>
	保健医療福祉調整班 〔保健医療福祉調整本部〕 (健康福祉部長)	<p>① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」、「第8(9)節、要配慮者に対する応急活動」及び「第16(17)節、保健衛生、感染症予防活動」の実施に係ること。</p>	災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長)	<p>① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生、感染症予防活動」の実施に係ること。</p>
環境部 〔部長 環境部長〕	○連絡調整員	<p>① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。</p>	環境部 〔部長 環境部長〕	<p>○連絡調整員</p> <p>① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。</p>
	環境政策班 (環境政策課長)	<p>① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。</p>	環境政策班 (環境政策課長)	<p>① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。</p>
	水大気環境班 (水大気環境課長)	<p>① 公共用水域等の水質汚濁に関すること。 削除 削除 ② 大気汚染に関すること。</p>	水大気環境班 (水大気環境課長)	<p>① 公共用水域等の水質汚濁に関すること。 ② 応急給水の要請に関すること。 ③ 水道応急復旧の要請に関すること。 ④ 大気汚染に関すること。</p>
	水道・生活排水班 (水道・生活排水課長)	<p>① 応援給水の需要に関すること。 ② 水道応急復旧の要請に関すること。 ③ 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関すること。</p>	生活排水班 (生活排水課長)	<p>新設 新設 ① 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関すること</p>
	自然保護班 (自然保護課長)	<p>① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。</p>	自然保護班 (自然保護課長)	<p>① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。</p>
	資源循環推進班 (資源循環推進課長)	<p>① 広域廃棄物処理施設の被害状況調査に関すること。 ② 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 ③ ごみ処理・し尿処理の広域調整に関すること。</p>	資源循環推進班 (資源循環推進課長)	<p>① 廃棄物処理施設の被害状況調査に関すること。 ② 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 ③ ごみ処理・し尿処理の広域調整に関すること。</p>
産業労働部 〔部長 産業労働部長〕	○連絡調整員	<p>① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。</p>	産業労働部 〔部長 産業労働部長〕	<p>○連絡調整員</p> <p>① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。</p>
	産業政策班 (産業政策課長)	<p>① 部内の連絡調整に関すること。 ② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ③ 生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関すること。 ④ 二次被害防止のための指示及び要請に関すること。 ⑤ 関係団体等への支援及び協力の要請に関すること。</p>	産業政策班 (産業政策課長)	<p>① 部内の連絡調整に関すること。 ② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ③ 生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関すること。 ④ 二次被害防止のための指示及び要請に関すること。 ⑤ 関係団体等への支援及び協力の要請に関すること。</p>
	経営・創業支援班 (経営・創業支援課長)	<p>① 事業者（商業関係）に対する応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。</p>	経営・創業支援班 (経営・創業支援課長)	<p>① 事業者（商業関係）に対する応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。</p>
	産業立地・IT振興班 (産業立地・IT振興課長)	<p>① 部内等の応援に関すること。</p>	産業立地・IT振興班 (産業立地・IT振興課長)	<p>① 部内等の応援に関すること。</p>
	産業技術班 (産業技術課長)	<p>① 高圧ガス、火薬類の災害防止に関すること。 ② 事業者（保安関係）の応急対策等に関すること。 ③ LPガスに係る物資の調達に関すること。 ④ 部内等の応援に関すること。</p>	産業技術班 (産業技術課長)	<p>① 高圧ガス、火薬類の災害防止に関すること。 ② 事業者（保安関係）の応急対策等に関すること。 ③ LPガスに係る物資の調達に関すること。 ④ 部内等の応援に関すること。</p>
	産業人材育成班 (産業人材育成課長)	<p>① 工科短期大学校及び技術専門校の応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。</p>	産業人材育成班 (産業人材育成課長)	<p>① 工科短期大学校及び技術専門校の応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。</p>
	労働雇用班 (労働雇用課長)	<p>① 勤労者福祉センターの応急対策等に関すること。 ② 被災者等からの労働相談に関すること。 ③ 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関すること。 ④ 部内等の応援に関すること。</p>	労働雇用班 (労働雇用課長)	<p>① 勤労者福祉センターの応急対策等に関すること。 ② 被災者等からの労働相談に関すること。 ③ 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関すること。 ④ 部内等の応援に関すること。</p>
営業部 〔部長 営業局長〕	営業班 (営業局次長)	<p>① 県内外に向けた情報発信、支援の呼び掛けに関すること。</p>	営業部 〔部長 営業局長〕	<p>① 県内外に向けた情報発信、支援の呼び掛けに関すること。</p>
観光スポーツ部 〔部長〕	○連絡調整員	<p>① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。</p>	観光部 〔部長 観光部長〕	<p>○連絡調整員</p> <p>① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。</p>

観光スポーツ部長 部付		② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。	部付	と。
	山岳高原観光班 (山岳高原観光課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること。 ④ 観光客(外国人旅行者含む)の避難所受入に関すること。 ⑤ 観光業者に対する応急対策等に関すること。		① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること。 ④ 観光客(外国人旅行者含む)の避難所受入に関すること。 ⑤ 観光業者に対する応急対策等に関すること。
	観光誘客班 (観光誘客課長)	① 部内等の応援に関すること。		① 部内等の応援に関すること。
	スポーツ振興班 (スポーツ振興課長)	① 体育施設の応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。		(新設) (新設) (新設)
	国スポ・全障スポ準備班 (国スポ・全障スポ準備課長)	① 部内等の応援に関すること。		(新設)
	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。		① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	農業政策班 (農業政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 公用令書による公用負担に関すること。 ④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関すること。 ⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関すること。 ⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関すること。 ⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関すること。 ⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関すること。 ⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施係る指導に関すること。 ⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関すること。 ⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関すること。		① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 公用令書による公用負担に関すること。 ④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関すること。 ⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関すること。 ⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関すること。 ⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関すること。 ⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関すること。 ⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施係る指導に関すること。 ⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関すること。 ⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関すること。
	農業技術班 (農業技術課長)	① 主要食料の調達に関すること。 ② 農作物の応急対策等に関すること。		① 主要食料の調達に関すること。 ② 農作物の応急対策等に関すること。
	園芸畜産班 (園芸畜産課長)	① 園芸特産関係の応急対策等に関すること。 ② 畜産関係の応急対策等に関すること。		① 園芸特産関係の応急対策等に関すること。 ② 畜産関係の応急対策等に関すること。
	農地整備班 (農地整備課長)	① 農地、農業用施設の応急対策等に関すること。		① 農地、農業用施設の応急対策等に関すること。
	農村振興班 (農村振興課長)	① 部内等の応援に関すること。		① 部内等の応援に関すること。
農政部 部長 農政部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。	農政部 部長 農政部長	○連絡調整員
	農業政策班 (農業政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 公用令書による公用負担に関すること。 ④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関すること。 ⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関すること。 ⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関すること。 ⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関すること。 ⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関すること。 ⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施係る指導に関すること。 ⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関すること。 ⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関すること。		○連絡調整員
	農業技術班 (農業技術課長)	① 主要食料の調達に関すること。 ② 農作物の応急対策等に関すること。		○連絡調整員
	園芸畜産班 (園芸畜産課長)	① 園芸特産関係の応急対策等に関すること。 ② 畜産関係の応急対策等に関すること。		○連絡調整員
	農地整備班 (農地整備課長)	① 農地、農業用施設の応急対策等に関すること。		○連絡調整員
林務部 部長 林務部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。	林務部 部長 林務部長	○連絡調整員
	森林政策班 (森林政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 公用令書による公用負担に関すること。		○連絡調整員
	信州の木活用班 (信州の木活用課長)	① 林道及び林業関連施設の応急対策等に関すること。 ② 木材の調達に関すること。		○連絡調整員
	森林づくり推進班 (森林づくり推進課長)	① 林地及び治山施設の応急対策等に関すること。 ② 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関すること。		○連絡調整員
	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。		○連絡調整員
建設部 部長 建設部長 部付 リニア整備推進局長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。	建設部 部長 建設部長 部付 リニア整備推進局長	○連絡調整員
	建設政策班 (建設政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。		○連絡調整員

		<p>② 部内の連絡調整に関する事。</p> <p>③ 協定に基づく協会等機関への応援要請について。</p> <p>④ 土木資材の確保に関する事。</p> <p>⑤ 公用令書による公用負担に関する事。</p> <p>⑥ 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関する事。</p> <p>⑦ 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関する事。</p>		<p>③ 協定に基づく協会等機関への応援要請について。</p> <p>④ 土木資材の確保に関する事。</p> <p>⑤ 公用令書による公用負担に関する事。</p> <p>⑥ 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関する事。</p> <p>⑦ 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関する事。</p>
	道路管理班 (道路管理課長)	<p>① 道路の応急対策等に関する事。</p> <p>② 道路の保全に関する事。</p> <p>③ 道路情報の収集及び提供に関する事。</p> <p>④ 通行の規制及び迂回路に関する事。</p> <p>⑤ 道路障害物の除去(啓開)に関する事。</p> <p>⑥ 水防活動の応援に関する事。</p>	道路管理班 (道路管理課長)	<p>① 道路の応急対策等に関する事。</p> <p>② 道路の保全に関する事。</p> <p>③ 道路情報の収集及び提供に関する事。</p> <p>④ 通行の規制及び迂回路に関する事。</p> <p>⑤ 道路障害物の除去(啓開)に関する事。</p> <p>⑥ 水防活動の応援に関する事。</p>
	道路建設班 (道路建設課長)	<p>① 道路の応急対策等に関する事。</p> <p>② 水防活動の応援に関する事。</p>	道路建設班 (道路建設課長)	<p>① 道路の応急対策等に関する事。</p> <p>② 水防活動の応援に関する事。</p>
	水防班 (河川課長)	<p>① 部の災害情報等のとりまとめに関する事。</p> <p>② 水防活動に関する事。</p> <p>③ 河川管理施設の応急対策等に関する事。</p> <p>④ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事。</p> <p>⑤ 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事。</p>	水防班 (河川課長)	<p>① 部の災害情報等のとりまとめに関する事。</p> <p>② 水防活動に関する事。</p> <p>③ 河川管理施設の応急対策等に関する事。</p> <p>④ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事。</p> <p>⑤ 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事。</p>
	砂防班 (砂防課長)	<p>① 砂防、地すべり、崖崩れ、雪崩に係る災害情報に関する事。</p> <p>② 土砂災害発生箇所の応急対策等に関する事。</p> <p>③ 砂防施設危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事。</p> <p>④ 水防活動の応援に関する事。</p>	砂防班 (砂防課長)	<p>① 砂防、地すべり、崖崩れ、雪崩に係る災害情報に関する事。</p> <p>② 土砂災害発生箇所の応急対策等に関する事。</p> <p>③ 砂防施設危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事。</p> <p>④ 水防活動の応援に関する事。</p>
	都市・まちづくり班 (都市・まちづくり課長)	<p>① 都市施設の応急対策等に関する事。</p> <p>② 都市公園・駐車場に関する事。</p> <p>③ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事。</p> <p>④ 被災宅地の危険度判定に関する事。</p> <p>⑤ 被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関する事。</p> <p>⑥ 水防活動の応援に関する事。</p>	都市・まちづくり班 (都市・まちづくり課長)	<p>① 都市施設の応急対策等に関する事。</p> <p>② 都市公園・駐車場に関する事。</p> <p>③ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事。</p> <p>④ 被災宅地の危険度判定に関する事。</p> <p>⑤ 被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関する事。</p> <p>⑥ 水防活動の応援に関する事。</p>
	建築住宅班 (建築住宅課長)	<p>① 県営住宅及び入居者の被災情報の収集・報告に関する事。</p> <p>② 県営住宅の被害状況調査に関する事。</p> <p>③ 被災県営住宅の応急対策に関する事。</p> <p>④ 災害公営住宅の建設に関する事。</p> <p>⑤ 被災者の県営住宅優先入居に関する事。</p> <p>⑥ 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する事。</p> <p>⑦ 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する事。</p> <p>⑧ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事。</p> <p>⑨ 被災住宅に係る住宅復興融資に関する事。</p> <p>⑩ 被災建築物の情報収集に関する事。</p> <p>⑪ 被災建築物の応急危険度判定に関する事。</p> <p>⑫ 被災者用住宅の確保に関する事。</p> <p>⑬ 応急仮設住宅の建設に関する事。</p> <p>⑭ 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事。</p> <p>⑮ 水防活動の応援に関する事。</p>	建築住宅班 (建築住宅課長)	<p>① 県営住宅及び入居者の被災情報の収集・報告に関する事。</p> <p>② 県営住宅の被害状況調査に関する事。</p> <p>③ 被災県営住宅の応急対策に関する事。</p> <p>④ 災害公営住宅の建設に関する事。</p> <p>⑤ 被災者の県営住宅優先入居に関する事。</p> <p>⑥ 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する事。</p> <p>⑦ 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する事。</p> <p>⑧ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事。</p> <p>⑨ 被災住宅に係る住宅復興融資に関する事。</p> <p>⑩ 被災建築物の情報収集に関する事。</p> <p>⑪ 被災建築物の応急危険度判定に関する事。</p> <p>⑫ 被災者用住宅の確保に関する事。</p> <p>⑬ 応急仮設住宅の建設に関する事。</p> <p>⑭ 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事。</p> <p>⑮ 水防活動の応援に関する事。</p>
	施設班 (施設課長)	<p>① 建設中の県有施設に係る被害状況調査に関する事。</p> <p>② 各施設の点検及びパトロールの支援に関する事。</p> <p>③ 被災県有施設の応急対策に係る技術支援に関する事。</p> <p>④ 水防活動の応援に関する事。</p>	施設班 (施設課長)	<p>① 建設中の県有施設に係る被害状況調査に関する事。</p> <p>② 各施設の点検及びパトロールの支援に関する事。</p> <p>③ 被災県有施設の応急対策に係る技術支援に関する事。</p> <p>④ 水防活動の応援に関する事。</p>
	リニア整備推進班	<p>① 部内等の応援に関する事。</p> <p>② 水防活動の応援に関する事。</p>	リニア整備推進班	<p>① 部内等の応援に関する事。</p> <p>② 水防活動の応援に関する事。</p>
会計部 [部長 会計管理者]	○連絡調整員	<p>① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。</p> <p>② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。</p>	会計部 [部長 会計管理者]	<p>① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。</p> <p>② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。</p>
				会計班
				<p>① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。</p>

企業部 部長 公営企業管理者	会計班 (会計課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関する事項。 ③ 応急対策経費の出納に関する事項。 ④ 災害時の出納の処理方法に関する事項。 ⑤ 災害救助基金の出納に関する事項。 ⑥ 県内の災害に係る義援金の募集に関する事項。	企業部 部長 公営企業管理者	(会計課長)	と。 ② 部内の連絡調整に関する事項。 ③ 応急対策経費の出納に関する事項。 ④ 災害時の出納の処理方法に関する事項。 ⑤ 災害救助基金の出納に関する事項。 ⑥ 県内の災害に係る義援金の募集に関する事項。
	契約・検査班 (契約・検査課長)	① 本部の応急対策に係る物品の購入に関する事項。 ② 部内等の応援に関する事項。		契約・検査班 (契約・検査課長)	① 本部の応急対策に係る物品の購入に関する事項。 ② 部内等の応援に関する事項。
	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事項。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事項。		○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事項。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事項。
	経営推進班 (経営推進課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事項。 ② 部内の連絡調整に関する事項。 ③ 部の応急対策経費・物品の出納に関する事項。		経営推進班 (経営推進課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事項。 ② 部内の連絡調整に関する事項。 ③ 部の応急対策経費・物品の出納に関する事項。
	電気事業班 (電気事業課長)	① 企業局発電施設の応急対策等に関する事項。		電気班 (電気事業課長)	① 企業局発電施設の応急対策等に関する事項。
	水道事業班 (水道事業課長)	① 県営水道施設の応急対策等に関する事項。 ② 飲料水供給の応援に関する事項。		水道班 (水道事業課長)	① 県営水道施設の応急対策等に関する事項。 ② 飲料水供給の応援に関する事項。
	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事項。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事項。		○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事項。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事項。
	教育政策班 (教育政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事項。 ② 部内の連絡調整に関する事項。 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事項。 ④ 教育施設における避難所開設の協力に関する事項。 ⑤ 教育活動の再開に係る検討に関する事項。 ⑥ 教職員の派遣に関する事項。 ⑦ 児童及び生徒の被害状況の把握に関する事項。 ⑧ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に関する事項。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>		教育政策班 (教育政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事項。 ② 部内の連絡調整に関する事項。 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事項。 ④ 教育施設における避難所開設の協力に関する事項。 ⑤ 教育活動の再開に係る検討に関する事項。 ⑥ 教職員の派遣に関する事項。 ⑦ 児童及び生徒の被害状況の把握に関する事項。 ⑧ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に関する事項。 ⑨ 児童及び生徒に対する心のケアに関する事項。 ⑩ 文化財等の被害状況の把握に関する事項。
	義務教育班 (義務教育課長)	① 公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に関する事項。 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事項。 ③ 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に関する事項。 ④ 児童生徒等の保護者への引渡しに関する事項。 ⑤ 授業継続のための措置に関する事項。 ⑥ 避難児童生徒等の応急教育に関する事項。 ⑦ 被災した児童生徒への就学援助に関する事項。		義務教育班 (義務教育課長)	① 公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に関する事項。 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事項。 ③ 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に関する事項。 ④ 児童生徒等の保護者への引渡しに関する事項。 ⑤ 授業継続のための措置に関する事項。 ⑥ 避難児童生徒等の応急教育に関する事項。 ⑦ 被災した児童生徒への就学援助に関する事項。
	高校教育班 (高校教育課長)	① 公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に関する事項。 ② 生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事項。 ③ 公立高等学校の応急対策に関する事項。 ④ 生徒の保護者への引渡しに関する事項。 ⑤ 授業継続のための措置に関する事項。 ⑥ 避難生徒の応急教育に関する事項。 ⑦ 被災した生徒への授業料免除、就学援助に関する事項。 ⑧ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事項。		高校教育班 (高校教育課長)	① 公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に関する事項。 ② 生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事項。 ③ 公立高等学校の応急対策に関する事項。 ④ 生徒の保護者への引渡しに関する事項。 ⑤ 授業継続のための措置に関する事項。 ⑥ 避難生徒の応急教育に関する事項。 ⑦ 被災した生徒への授業料免除、就学援助に関する事項。 ⑧ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事項。
	特別支援教育班 (特別支援教育課長)	① 特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に関する事項。 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事項。 ③ 特別支援学校の応急対策に関する事項。 ④ 児童生徒の保護者への引渡しに関する事項。 ⑤ 住民等の避難収容活動に関する事項。 ⑥ 授業継続のための措置に関する事項。 ⑦ 避難児童生徒等の応急教育に関する事項。 ⑧ 被災した児童生徒への就学援助に関する事項。 ⑨ 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事項。 ⑩ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事項。		特別支援教育班 (特別支援教育課長)	① 特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に関する事項。 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事項。 ③ 特別支援学校の応急対策に関する事項。 ④ 児童生徒の保護者への引渡しに関する事項。 ⑤ 住民等の避難収容活動に関する事項。 ⑥ 授業継続のための措置に関する事項。 ⑦ 避難児童生徒等の応急教育に関する事項。 ⑧ 被災した児童生徒への就学援助に関する事項。 ⑨ 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事項。 ⑩ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事項。
	学びの改革支援班			学びの改革支援班	① 総合教育センターの応急対策等に関する事項。

学びの改革支援班 (学びの改革支援課長)	① 総合教育センターの応急対策等に関すること。 ② 被災した児童生徒の学用品の供給に関すること。
心の支援班 (心の支援課長)	① 被災した児童生徒等の心のケアに関すること。
生涯学習班 (生涯学習課長)	① 社会教育施設等の応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。
保健厚生班 (保健厚生課長)	① 学校保健及び学校安全対策に関すること。 ② 学校給食の確保に関すること。 ③ 体育施設の応急対策等に関すること。 ④ 職員住宅等の被害情報収集、応急対策に関すること。
(削除)	(削除) (削除)

(略)

室・部 (室長、部長等)	班 (班長)	分掌事務
地方部 地方部長 (地域振興局長)	総務班	① 本部組織の本部室、企画振興部、総務部、県民文化部及び会計部の分掌事務の例による。
	環境班	① 本部組織の環境部の分掌事務の例による。
副地方部長	保健福祉班	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務の例による。
地域振興局副局長	農政班	① 本部組織の農政部の分掌事務の例による。
県税事務所長 保健福利事務所長	林務班	① 本部組織の林務部の分掌事務の例による。
建設事務所長 その他地方部長が指名する者	商工班	① 本部組織の産業労働部の分掌事務の例による。
	観光班	① 本部組織の観光スポーツ部の分掌事務の例による。
	建築班	① 本部組織の建設部（建築住宅班、施設班の分掌事務に限る）の分掌事務の例による。
	土木班	① 本部組織の建設部の分掌事務の例による。（建築班の分掌事務を除く）
	教育班	① 本部組織の教育部の分掌事務の例による。
	警察班	① 本部組織の警察部の分掌事務の例による。

学びの改革支援課長	② 被災した児童生徒の学用品の供給に関すること。
心の支援班 (心の支援課長)	① 被災した児童生徒等の心のケアに関すること。
文化財生涯学習班 (文化財・生涯学習課長)	① 社会教育施設等の応急対策等に関すること。 ② 文化財の応急対策に関すること。 ③ 部内等の応援に関すること。
保健厚生班 (保健厚生課長)	① 学校保健及び学校安全対策に関すること。 ② 学校給食の確保に関すること。 ③ 新設 ③ 職員住宅等の被害情報収集、応急対策に関すること。
スポーツ班 (スポーツ課長)	① 体育施設の応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。

(略)

室・部 (室長、部長等)	班 (班長)	分掌事務
地方部 地方部長 (地域振興局長)	総務班	① 本部組織の本部室、企画振興部、総務部、県民文化部及び会計部の分掌事務の例による。
	環境班	① 本部組織の環境部の分掌事務の例による。
副地方部長	保健福祉班	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務の例による。
農政班	農政班	① 本部組織の農政部の分掌事務の例による。
林務班	林務班	① 本部組織の林務部の分掌事務の例による。
商工班	商工班	① 本部組織の産業労働部の分掌事務の例による。
観光班	観光班	① 本部組織の観光スポーツ部の分掌事務の例による。
建築班	建築班	① 本部組織の建設部（建築住宅班、施設班の分掌事務に限る）の分掌事務の例による。
その他地方部長が指名する者	土木班	① 本部組織の建設部の分掌事務の例による。（建築班の分掌事務を除く）
	教育班	① 本部組織の教育部の分掌事務の例による。
	警察班	① 本部組織の警察部の分掌事務の例による。

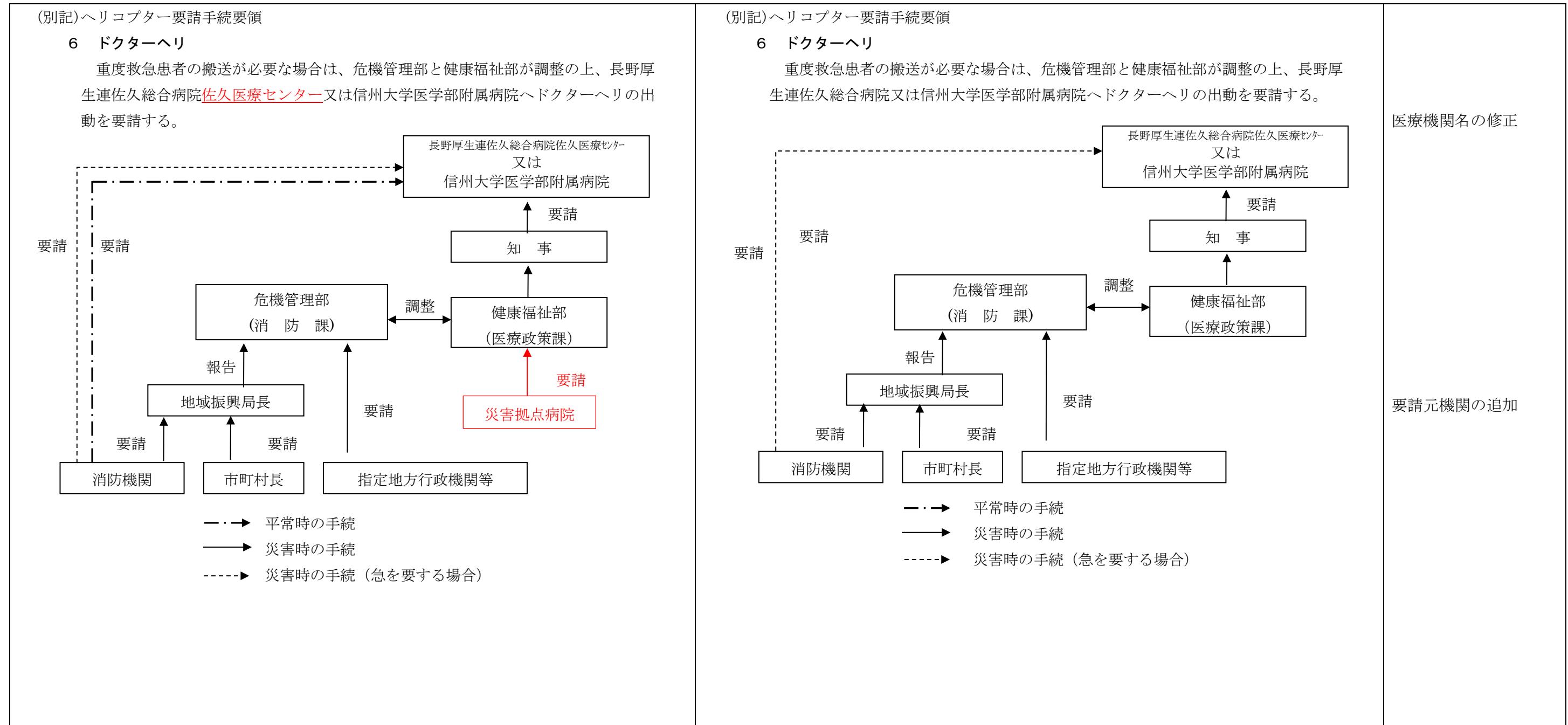
新	旧	修正理由・備考
第4節 広域相互応援活動	第4節 広域相互応援活動	
第1 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照) また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。 なお、被災市町村にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。 また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。 なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。 (略)	第1 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照) また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。 なお、被災市町村にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。 また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。 なお、派遣先において、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	国の防災基本計画に合わせて修正
第3 活動の内容 2 応援体制の整備 (2) 実施計画 ア【県(危機管理部、関係各部局)、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】 (ア) 情報収集及び応援体制の確立 a 県、市町村、公共機関及びその他事業者(以下「応援側」という。)は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等(以下「要請側」という。)から要請を受けた場合は、直ちに出動する。 b <u>県は、県外で大規模災害が発生した場合には、長野県災害対策支援本部を設置し、全般的な対応を行うものとする。</u> C <u>県及び市町村は、県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となって的確な支援を行うものとする。</u> <u>なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行うものとする。</u>	第3 活動の内容 2 応援体制の整備 (2) 実施計画 ア【県(危機管理部、関係各部局)、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】 (ア) 情報収集及び応援体制の確立 県、市町村、公共機関及びその他事業者(以下「応援側」という。)は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等(以下「要請側」という。)から要請を受けた場合は、直ちに出動する。 (新設)	他県被災時の県の支援体制を明確化

(略)	(略)	
<p>イ 【長野県合同災害支援チームが実施する対策】</p> <p>(ア) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」(資料編参照)に基づき支援を行うものとする。</p> <p>(イ) 主な支援内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 被災県等への職員派遣及び物資の提供 b 被災者の受入及び施設の提供 <ul style="list-style-type: none"> (a) 県内医療機関での傷病者の受入 (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供 c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援 	<p>イ 【長野県合同災害支援チームが実施する対策】</p> <p>(ア) <u>長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって的確な支援を行うものとする。</u></p> <p>(イ) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」(資料編参照)に基づき支援を行うものとする。</p> <p>(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 被災県等への職員派遣及び物資の提供 b 被災者の受入及び施設の提供 <ul style="list-style-type: none"> (a) 県内医療機関での傷病者の受入 (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供 c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援 	
(略)	(略)	

新	旧	修正理由・備考																																																																																																																
<p style="text-align: center;">第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>機 種</th> <th>定員</th> <th>救助 ホイスト</th> <th>消火 装置</th> <th>物資 吊下</th> <th>映像 伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災 ヘリコプター</td> <td>ベル412EPI</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県警ヘリコプター</td> <td>レオナルドAW139</td> <td>14</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レオナルドAW139</td> <td>14</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援 等ヘリコプター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプタ ー</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコ プター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターへリ</td> <td>各 種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	機 種	定員	救助 ホイスト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送	消防防災 ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	レオナルドAW139	14	○			○		レオナルドAW139	14	○			○	広域航空消防応援 等ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプタ ー	各 種	各種	○	○	○		海上保安庁ヘリコ プター	各 種	各種	○		○		ドクターへリ	各 種	6					<p style="text-align: center;">第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>機 種</th> <th>定員</th> <th>救助 ホイスト</th> <th>消火 装置</th> <th>物資 吊下</th> <th>映像 伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災 ヘリコプター</td> <td>ベル412EPI</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県警ヘリコプター</td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>アグスタAW139</td> <td>17</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援 等ヘリコプター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプタ ー</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコ プター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターへリ</td> <td>各 種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	機 種	定員	救助 ホイスト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送	消防防災 ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	(新設)							アグスタAW139	17	○		○	○	広域航空消防応援 等ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプタ ー	各 種	各種	○	○	○		海上保安庁ヘリコ プター	各 種	各種	○		○		ドクターへリ	各 種	6					<p>機種の追加、定員・物 資吊下項目の変更</p>
名 称	機 種	定員	救助 ホイスト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送																																																																																																												
消防防災 ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○																																																																																																												
県警ヘリコプター	レオナルドAW139	14	○			○																																																																																																												
	レオナルドAW139	14	○			○																																																																																																												
広域航空消防応援 等ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○																																																																																																												
自衛隊ヘリコプタ ー	各 種	各種	○	○	○																																																																																																													
海上保安庁ヘリコ プター	各 種	各種	○		○																																																																																																													
ドクターへリ	各 種	6																																																																																																																
名 称	機 種	定員	救助 ホイスト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送																																																																																																												
消防防災 ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○																																																																																																												
県警ヘリコプター	(新設)																																																																																																																	
	アグスタAW139	17	○		○	○																																																																																																												
広域航空消防応援 等ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○																																																																																																												
自衛隊ヘリコプタ ー	各 種	各種	○	○	○																																																																																																													
海上保安庁ヘリコ プター	各 種	各種	○		○																																																																																																													
ドクターへリ	各 種	6																																																																																																																

(略)

(略)



新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(ア) 大規模災害時に保健医療<u>福祉</u>活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県<u>保健医療福祉調整本部</u>」という。）の設置及び運営を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>（カ）市町村からの要請により、又は必要があると認められるときは、<u>当該二次医療圏に位置する災害拠点病院を中心とした</u>医療体制の確保を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>（ク）災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、<u>長野県保健医療福祉調整本部</u>や現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>（セ）災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、<u>災害支援ナース</u>、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(ア) 大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県<u>災害医療本部</u>」という。）の設置及び運営を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>（カ）市町村からの要請により、又は必要があると認められるときは、<u>災害拠点病院を中心とした地方部単位の後方</u>医療体制の確保を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>（ク）災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、<u>災害医療本部</u>や現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>（セ）災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p>	<p>国防災基本計画に合わせて修正</p> <p>保健医療福祉調整本部への改組に伴う修正</p> <p>実態に即して文言の修正</p> <p>保健医療福祉調整本部への改組に伴う修正</p> <p>国防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(力) 災害派遣医療チーム（D M A T）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施するものとする。</p> <p>(キ) <u>災害支援ナースが所属する施設は、派遣要請に基づき、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を実施するものとする。</u></p> <p>(ク) (一社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行うものとする。</p> <p>また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣するものとする。</p> <p>(ケ) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。</p> <p>(コ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、県、市町村からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。</p> <p>(サ) (一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給するものとする。</p> <p>(シ) 長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。</p> <p>(ス) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行うものとする。</p> <p>(セ) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。</p> <p>(ソ) (一社)長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処理活動等を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(力) 災害派遣医療チーム（D M A T）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(キ) (一社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行うものとする。</p> <p>また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣するものとする。</p> <p>(ク) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。</p> <p>(コ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、県、市町村からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。</p> <p>(サ) (一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給するものとする。</p> <p>(シ) 長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。</p> <p>(ス) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行うものとする。</p> <p>(セ) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。</p> <p>(ソ) (一社)長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処理活動等を行うものとする。</p>	<p>災害支援ナースの取組を追記</p>
---	---	----------------------

新	旧	修正理由・備考
第9節 要配慮者に対する応急活動	第9節 要配慮者に対する応急活動	
第3 活動の内容	第3 活動の内容	
1 避難受入れ活動	1 避難受入れ活動	
(2) 実施計画	(2) 実施計画	
ア【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部)	ア【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部)	
(ア) 避難所での生活環境整備	要配慮者の避難所での生活環境を整備するため、市町村からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市町村のみでの対応が困難な場合においては、自ら要配慮者のニーズの把握に努め、市町村と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行う。なお、外国籍県民や外国人旅行者の避難所での生活環境整備については必要に応じて市町村の対策を支援する。(資料編25参照)	要配慮者の避難所での生活環境を整備するため、市町村からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市町村のみでの対応が困難な場合においては、自ら要配慮者のニーズの把握に努め、市町村と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行う。なお、外国籍県民や外国人旅行者の避難所での生活環境整備については必要に応じて市町村の対策を支援する(資料編26参照)
(イ) 県立病院等における緊急受入等の実施	(イ) 県立病院等における緊急受入等の実施	資料番号の修正
県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市町村等からの要請があった場合、要配慮者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。	県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市町村等からの要請があった場合、要配慮者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。	
<u>(ウ) 介護職員等の広域受援に必要な情報の把握・収集</u>	<u>(新設)</u>	介護職員の受援体制を追記
<u>介護職員の不足に備え、市町村等と連携し、県内施設の介護職員自身の被災に伴う職員の不足状況など広域受援に必要な情報の把握・収集を行う。</u>		
(エ) 介護職員等の派遣体制の確保	(エ) 介護職員等の派遣体制の確保	
社会福祉事業者等の管理者に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努める。	社会福祉事業者等の管理者に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努める。	
(オ) 応急仮設住宅等の確保	(オ) 応急仮設住宅等の確保	
要配慮者向けの応急仮設住宅を、市町村と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。	要配慮者向けの応急仮設住宅を、市町村と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。	
(カ) 災害派遣福祉チーム（DWAT） <u>等</u> の派遣	(カ) 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣	国の防災基本計画に合わせた修正
市町村からの支援要請により、又は必要があると認められるときは、災害派遣福祉チーム（DWAT） <u>や災害支援ナース</u> の派遣を要請する。	市町村からの支援要請により、又は必要があると認められるときは、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。	
(略)	(略)	
イ【市町村が実施する対策】	イ【市町村が実施する対策】	
(ウ) 避難所での生活環境整備	(ウ) 避難所での生活環境整備	
c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供	c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供	
福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行うものとする。	福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行うものとする。	
なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	なお、派遣先において、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	

新	旧	修正理由・備考
<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 緊急交通路確保のための<u>道路啓開等</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次<u>緊急輸送道路指定路線</u>から順次<u>道路啓開及び応急復旧</u>を進める。指定路線の道路啓開及び応急復旧に日数がかかる場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 県は、<u>道路啓開計画に基づき</u>緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図る。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。(建設部)</p> <p>(中略)</p> <p>(キ) 信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修を行うとともに、減灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行う。(警察本部)</p> <p>(略)</p> <p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>広域物資輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。</u> また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。(危機管理部、地域振興局)</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</u> また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</p>	<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 緊急交通路確保のための<u>応急復旧</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次<u>確保路線</u>から順次応急復旧を<u>推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 県は、<u>応急対策を実施するための</u>緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図る。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。(建設部)</p> <p>(中略)</p> <p>(キ) 信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修<u>や移動式信号機の設置</u>を行うとともに、減灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行う。(警察本部)</p> <p>(略)</p> <p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>予防計画第9節「緊急輸送計画」において各市町村が定める輸送拠点の内から、被災状況に応じて必要な輸送拠点を指定し、関係各機関に徹底する。</u> <u>指定に当たっては、被災市町村における応急対策のための業務量を考慮し、関係市町村と協議のうえ、原則としてその外周市町村を指定する。(危機管理部)</u></p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の市町村が当たることを原則とし、運営に当たっては、被災市町村及び県と密接に連携するものとする。</u></p>	<p>道路啓開計画の策定に伴う修正</p> <p>実態に即した修正</p> <p>防災基本計画に合わせた修正及び実態に即した修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第11節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(各部局)</p> <p>(ア) 実施機関</p> <p>a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、<u>道路啓開計画に基づき</u>建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。</p>	<p>第11節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(各部局)</p> <p>(ア) 実施機関</p> <p>a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。</p>	道路啓開計画の策定に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所等の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村長の報告等により、避難所の開設状況や在宅・車中泊避難者等への支援状況を把握し、国〔内閣府〕と共有するとともに市町村の要請に応じ指定避難所等に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。(危機管理部)</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。<u>(全部局)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。<u>(危機管理部、健康福祉部)</u></p> <p><u>(カ) 在宅避難者等の支援拠点や車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、市町村と協力し、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。(危機管理部、健康福祉部)</u></p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(コ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a トイレの設置状況等の把握に努め、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</u> b 食事供与の状況の把握に努め、<u>栄養バランスの取れた適温の食事の提供</u> c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置 d 入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保 e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> (a) パーティション等によるプライバシーの確保状況 (b) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況 (c) 入浴施設設置の有無及び利用頻度 (d) 洗濯等の頻度 (e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度 (f) 暑さ・寒さ対策の必要性 	<p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握し、国〔内閣府〕と共有するとともに市町村の要請に応じ指定避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。(危機管理部)</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。</p> <p>なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

<p>(g) 食料の確保、配食等の状況</p> <p>(h) し尿及びごみの処理状況</p> <p>f 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</p> <p>(サ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p><u>b 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努めるものとする。</u></p> <p>c 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>d 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努めるものとする。</p> <p>(a) 介護職員等の派遣</p> <p>(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p><u>e 要配慮者的心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</u></p> <p><u>f 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>(ト) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>(ナ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うための</u></p>	<p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努めるものとする。</p> <p>(a) 介護職員等の派遣</p> <p>(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p><u>d 要配慮者的心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</u></p> <p><u>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>性的マイノリティの方への配慮を追記</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	--	---

<p><u>スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向か、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(二) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>(ヌ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>(ネ) 必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。（建設部）</p> <p>a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>やブルーシートの展張等を含む</u>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>	<p>(ト) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>(ナ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>(ニ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。（建設部）</p> <p>a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>
--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市町村が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市町村からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。</p> <p>このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資<u>や家庭動物の飼養に関する資料</u>をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、<u>性別による</u>ニーズの違いに配慮するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市町村が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市町村からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。</p> <p>このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、<u>男女</u>のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
第17節 保健衛生、感染症予防活動	第17節 保健衛生、感染症予防活動	
第3 活動の内容	第3 活動の内容	
2 感染症予防対策	2 感染症予防対策	
(1) 基本方針	(1) 基本方針	
感染症予防対策用 物品及び 器具の整備及び訓練、 資 機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。	感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。	国の防災基本計画に合わせた修正
また、感染症の発生を未然に防止するため、被災市町村との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。	また、感染症の発生を未然に防止するため、被災市町村との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。	
なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。	なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。	
(略)	(略)	
(2) 実施計画	(2) 実施計画	
ア【県が実施する対策】(健康福祉部)	ア【県が実施する対策】(健康福祉部)	
(イ) 災害時に備え、感染症予防対策用 物品の確保 及び訓練（点検を含む。） <u>を行い</u> 、被災時は 資 機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行う。	(イ) 災害時に備え、感染症予防対策用 器具の整備 及び訓練（点検を含む。）、 機材の確保を図り 、被災時は機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行う。	
(中略)	(中略)	
(コ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	(コ) 被災地において 新型コロナウイルス感染症を含む 感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	
<u>(サ) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</u>	<u>(新設)</u>	
(略)	(略)	
イ【市町村が実施する対策】	イ【市町村が実施する対策】	
(カ) 被災地において 感染症の発生、拡大がみられる 場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。	(カ) 被災地において 新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した 場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。	
また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	
(ケ) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握するものとする。	(ケ) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握するものとする。	
なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、管轄保健所を経由して県に提出する	なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、管轄保健所を経由して県に提出する	

ものとする。 <u>(コ) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム (DICT) 等の派遣を迅速に要請するものとする。</u>	ものとする。 <u>(新設)</u>	
---	-----------------------	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第18節 遺体の搜索及び対策等の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>遺体の搜索及び対応</p> <p>1 基本方針</p> <p>(4) 検視場所、遺体安置場所等を予め把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。</p>	<p>第18節 遺体の搜索及び対策等の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>遺体の搜索及び対応</p> <p>1 基本方針</p> <p>(4) 検視場所、遺体死体安置場所等を予め把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることがあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。</p>	誤字の修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第22節 電気施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 迅速な応急復旧活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 県企業局が実施する対策</p> <p>a 工作物倒壊、崩落等のため送電することが危険であり、また事故を誘発する恐れがある場合は、直ちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに必要な措置を取り、送電再開に際しては、電力会社と密接な連絡をとりながら行う。</p> <p>b <u>水力発電所の地域への開放等、電力供給の多様化を検討する。</u></p>	<p>第22節 電気施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 迅速な応急復旧活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 県企業局が実施する対策</p> <p>工作物倒壊、崩落等のため送電することが危険であり、また事故を誘発する恐れがある場合は、直ちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに必要な措置を取り、送電再開に際しては、電力会社と密接な連絡をとりながら行う。</p>	災害時の電力供給の多様化を検討する旨を追記

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第25節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県及び市町村は、各々が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要がある。</p> <p>このため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県（環境部）及び市町村が実施する計画】</p> <p>下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第25節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県及び市町村は、各々が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要がある。</p> <p>このため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県（環境部）及び市町村が実施する計画】</p> <p><u>ア</u> 下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握するものとする。</p> <p><u>イ</u> <u>情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、G I Sの活用等による情報提供に努めるものとする。</u></p>	実態に即して記載を削除

新	旧	修正理由・備考
<p>第28節 災害広報活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部)</p> <p>(ア) 広報資料の収集</p> <p>広報資料の収集は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。</p> <p>なお、取材員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p>	<p>第28節 災害広報活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部)</p> <p>(ア) 広報資料の収集</p> <p>広報資料の収集は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。</p> <p>なお、取材員の派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、<u>被災状況を実施する場合には</u>へり、<u>無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には</u>、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊<u>や関係団体等</u>との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p>	国の防災基本計画合せた修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 市町村から、被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。</p> <p>なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。（建設部）</p> <p>(略)</p> <p>2 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】<u>（県民文化部）</u></p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告するものとする。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【所有者が実施する対策】</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市町村文化財所管部局の指導を受けて実施するものとする。</p> <p>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 市町村から、被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。</p> <p>なお、職員の派遣先において、<u>新型コロナウィルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。（建設部）</p> <p>(略)</p> <p>2 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】<u>（教育委員会）</u></p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県<u>教育委員会</u>に報告するものとする。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や<u>県教育委員会</u>等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【所有者が実施する対策】</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、<u>県教育委員会</u>、市町村文化財所管部局の指導を受けて実施するものとする。</p> <p>(エ) 被災した建造物内の文化財について、<u>県教育委員会</u>や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p>	<p>国防災基本計画に合わせた修正準</p> <p>組織改正による修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第31節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな<u>道路啓開</u>及び応急復旧を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、交通規制、<u>道路啓開及び</u>応急復旧を行うとともに、道路状況を提供する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。</p> <p>また、ライフラインの復旧現場までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため、<u>道路の啓開</u>及び被災道路・橋梁の速やかな応急復旧を行う。</p> <p>道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によるパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により<u>被害状況を把握する。</u></p> <p>(イ) 事前に定めた<u>道路啓開計画に基づき、道路啓開を行う。</u></p> <p>(ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</p>	<p style="text-align: center;">第31節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな<u>路上障害物の除去</u>及び応急復旧<u>工事</u>を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、<u>障害物の除去</u>、<u>応急復旧</u>を行うとともに<u>交通規制を行ひ</u>、道路状況を提供する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。</p> <p>また、ライフラインの復旧現場までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために<u>路上障害物の除去</u>及び被災道路・橋梁の<u>応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部等と結んだ業務協定に基づき</u>、速やかに<u>応急復旧工事</u>を行う。</p> <p>道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により<u>パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により情報収集</u>を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(イ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</p>	道路啓開計画の策定に基づき修正

<p>(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧を行う。</p> <p>また、応急復旧の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、<u>道路啓開及び</u>応急復旧を行い、交通の確保に努める。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。</p> <p>なお、措置に当たっては、緊急交通路及び緊急輸送道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。</p> <p><u>(ウ) 経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止め状況や通行状況を適切に把握する。</u></p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</p> <p><u>(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧計画を策定し、緊急交通路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に<u>応急復旧</u>を行う。</u></p> <p>応急復旧の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。</p>	<p>(エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、<u>路上の障害物の除去及び</u>被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路<u>交通規制対象予定道路</u>及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧<u>工事</u>を行う。</p> <p>また、<u>路上の障害物の除去及び</u>応急復旧<u>対策</u>の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとる<u>ものとする</u>。</p> <p>なお、措置に当たっては、緊急交通路<u>交通規制対象予定道路</u>及び緊急輸送道路<u>と広域輸送拠点とのアクセス道路</u>の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う<u>ものとする</u>。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</p> <p>(エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、<u>路上の障害物の除去及び</u>被災道路の応急復旧計画を策定し、<u>速やかに応急復旧工事を行い、</u>緊急交通路<u>交通規制対象予定道路</u>及び緊急輸送道路<u>として</u>の機能確保を最優先に行う<u>ものとする</u>。</p> <p><u>路上の障害物の除去及び</u>応急復旧<u>対策</u>の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。</p>	<p>国防災基本計画に合わせた修正</p> <p>道路啓開計画の策定に基づき修正</p>
--	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>必要に応じて緊急災害対策派遣隊(T E C – F O R C E)等を派遣し、被災状況、被災地公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策など、二次災害防止対策に関して被災地公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊(T E C – F O R C E)は、<u>被災状況を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。</u></p>	<p>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>必要に応じて緊急災害対策派遣隊(T E C – F O R C E)等を派遣し、被災状況、被災地公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止対策に関して被災地公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊(T E C – F O R C E)は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動<u>等獣医師会と連携し必要な措置</u>を行う。</p> <p>また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。</p> <p>2 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があつた場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置をとる。</p> <p>なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。(健康福祉部、農政部、警察本部)</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ウ) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。</p> <p>(エ) 飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。</p> <p>また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。</p> <p>2 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があつた場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置をとる。</p> <p>なお、職員の派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。(健康福祉部、農政部、警察本部)</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ウ) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	国の防災基本計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第41節 観光地の災害応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部、観光スポーツ部)</p> <p>観光地での災害時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。</p> <p>(略)</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>(1) 【県が実施する対策】(観光スポーツ部)</p> <p>国、関係機関等と連携して、帰宅困難者対策として外国人旅行者の早期帰宅を図るため、必要な情報収集を行い、ウェブサイト等を通じて交通機関等の復旧状況を発信するなど、早期帰宅に向けた必要な対応を行う。</p> <p>(2) 【県及び市町村が実施する対策】(県民文化部、観光スポーツ部)</p> <p>事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第41節 観光地の災害応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部、観光部)</p> <p>観光地での災害時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。</p> <p>(略)</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>(1) 【県が実施する対策】(観光部)</p> <p>国、関係機関等と連携して、帰宅困難者対策として外国人旅行者の早期帰宅を図るため、必要な情報収集を行い、ウェブサイト等を通じて交通機関等の復旧状況を発信するなど、早期帰宅に向けた必要な対応を行う。</p> <p>(2) 【県及び市町村が実施する対策】(県民文化部、観光部)</p> <p>事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行うものとする。</p>	組織改正による修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 支援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県・市町村が実施する対策】</p> <p>県、市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</p>	<p>第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 支援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県・市町村が実施する対策】</p> <p>県、市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県、市町村及び公共機関が実施する対策】</p> <p>(キ) <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。</p> <p>なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p>	<p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県、市町村及び公共機関が実施する対策】</p> <p>(キ) <u>他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適當と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。</p> <p>なお、職員の派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(オ) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）</p> <p>被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。</p> <p>調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p>	<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(オ) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）</p> <p>被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。</p> <p>調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。</p> <p>なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第7節 被災した観光地の復興</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災した観光地に対する支援</p> <p>(1) 【県及び市町村が実施する対策】(観光スポーツ部)</p> <p>ア 国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。</p>	<p>第7節 被災した観光地の復興</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災した観光地に対する支援</p> <p>(1) 【県及び市町村が実施する対策】(観光部)</p> <p>ア 国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。</p>	組織改正による修正